

第四十回 貴族院議事速記録第九號

大正七年三月一日(金曜日)

午前十時五分開議

議事日程 第九號 大正七年三月一日

午前十時開議

- | | | |
|-----|---|---------------|
| 第一 | 田邊輝實君、岩村兼善君請暇ノ件 | 第一讀會 |
| 第二 | 裁判所ノ設立ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會 |
| 第三 | 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會 |
| 第四 | 市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會 |
| 第五 | 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第六 | 足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第七 | 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第八 | 樺太事業公債法案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第九 | 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十 | 帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十一 | 醫師法中改正法律案(衆議院提出) | 第一讀會 |
| 第十二 | 私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案(衆議院提出) | 第一讀會 |
| 第十三 | 鳥取縣東伯郡市勢村金市ニ登記所設置ノ請願 | 會 議 |
| 第十四 | 北海道中川郡豐頃村ニ登記所設置ノ請願 | 會 議 |
| 第十五 | 脇町區裁判所半田出張所設置ノ請願 | 會 議 |

○議長(公爵德川家達君) 一昨二十七日本院議員ニ勅任セラレマシタ子爵田尻稻次郎君ノ席次ハ松岡男爵ノ次席ト確定イタシマシタ、其部屬ヲ第四部ニ

定メマシタ、是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔岡書記官朗讀〕

去月二十五日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

共通法案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

貨幣法中改正法律案

登錄稅法中改正法律案

同日本院ニ於テ採擇スヘキモノト議決シタル「ルベシユベ」ヨリ湧別線ニ達スル鐵道敷設ノ請願外二件ノ請願ハ各意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

戰時船舶管理令(承諾ヲ求ムル件)特別委員會

委員長 伯爵寺島 誠一郎君 副委員長 小松 謙次郎君

同日特別委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

朝鮮事業公債法中改正法律案可決報告書

樺太事業公債法案可決報告書

同日二十六日特別委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

鐵道敷設法中改正法律案可決報告書

足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案修正報告書

同日政府ヨリ左ノ報告書ヲ受領セリ

大正四年四月一日ヨリ同五年三月三十一日ニ至ル各省所管官有財産増減異動報告書

異動報告書

大正五年四月一日ヨリ同六年三月三十一日ニ至ル各省所管官有財産増減異動報告書

異動報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案

一昨二十七日請願委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願委員會特別報告第三號

同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

朝鮮人官吏ノ恩給、退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律案特別委員會
委員長 伯爵清閑寺經房君 副委員長 男爵宇佐川一正君

從二位勳一等法學博士田尻稻次郎君

同日貴族院令第一條四項ニ依リ貴族院議員ニ任セラル

昨二十八日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

遠洋漁業獎勵法中改正法律案可決報告書

請願文書表第六回報告書

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス

○淺田德則君 本員ハ此際豫算審査期限ニ付テ一言イタシタイト思ヒマス、御承知ノ通り大正七年度ノ各豫算案ハ審査期限ヲ三月五日マデト定メマシタノデアリマス、然ルニ酒造稅法中改正法律案外四件、是ハ最モ豫算ニ關係ヲ有スル所ノ案デアリマス、此案ガ今尙ホ特別委員會ニ於テ審議中デアリマシテ、決定ニ至リマセヌ故ニ、各分科ノ報告モ從ッテ豫定ノ如ク參リマセヌノデアリマス、故ニ此際豫定ノ期限ヲ延長イタシマシテ、三月八日マデト致シタイト考ヘマス、ドウカ諸君ノ御贊同ヲ請ヒタウゴザイマス

○子爵前田利定君 贊成イタシマス

○子爵青木信光君 贊成イタシマス

〔其他「贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 淺田君ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第一、田邊輝實君、岩村兼善君請暇ノ件、田邊君病氣ニ付會期中、岩村君病氣ニ付十七日間ノ請暇デゴザイマス、何レモ許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第二、裁判所ノ設立ニ關スル法律案、第三、大正二年法律第九號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、御異議ガナケレバ、第二、第三ノ法案ハ束ネテ問題ニ供シ、委員モ同一委員ニ付託イタシマス、尙ホ御諮リヲ致シマス、本日モ通牒文ノ朗讀ハ省略イタシタク存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔左ノ送付文及議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正七年二月二十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

千葉縣東葛飾郡松戸町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ松戸區裁判所ト稱ス
栃木縣芳賀郡眞岡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ芳賀區裁判所ト稱ス
群馬縣北甘樂郡富岡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ北甘樂區裁判所ト稱ス
新潟縣刈羽郡柏崎町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ柏崎區裁判所ト稱ス
京都府船井郡園部村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ園部區裁判所ト稱ス
兵庫縣川邊郡伊丹町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ伊丹區裁判所ト稱ス
兵庫縣加東郡社町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ社區裁判所ト稱ス
奈良縣宇陀郡松山町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ宇陀區裁判所ト稱ス
和歌山縣伊都郡妙寺町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ妙寺區裁判所ト稱ス
德島縣麻植郡川島町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ川島區裁判所ト稱ス
福井縣大野郡大野町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ大野區裁判所ト稱ス
島根縣大原郡木次町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ木次區裁判所ト稱ス
長崎縣壹岐郡武生水村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ武生水區裁判所ト稱ス
大分縣西國東郡高田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ玉津區裁判所ト稱ス
熊本縣玉名郡高瀬町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ高瀬區裁判所ト稱ス
巖手縣稗貫郡花卷町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ花卷區裁判所ト稱ス

巖手縣膽澤郡水澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ水澤區裁判所ト稱ス
秋田縣雄勝郡湯澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ湯澤區裁判所ト稱ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正二年法律第九號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正七年二月二十三日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長大岡育造

大正二年法律第九號中左ノ通改正ス

別表裁判所管轄區域表中千葉區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

千葉	千葉縣ノ内	市原郡ノ内	印旛郡	長生郡	夷隅郡
	姉崎町	五井町	八幡町	鶴舞町	千種村
千葉	東海村	市原村	海上村	菊間村	市東村
	市西村	養老村	戸田村	明治村	内田村
	高瀧村	富山村	平三村	濕津村	
	松戸	千葉縣ノ内	東葛飾郡		

同表中宇都宮區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

宇都宮	栃木縣ノ内	宇都宮市	河内郡	上都賀郡
	鹽谷郡ノ内	氏家町	栗山村	藤原村
芳賀	栃木縣ノ内	大宮村	阿久津村	三依村
	芳賀郡			船生村

同表中大田原區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大田原	栃木縣ノ内	那須郡	鹽谷郡ノ内	矢板町	喜連川町	泉村	碓根村	鹽原村
	那須郡	鹽谷郡ノ内	玉生村	北高根澤村	熟田村	片岡村		

同表中高崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

同表中長岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

北甘樂	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
	群馬縣ノ内	北甘樂郡	多野郡ノ内	神川村	中里村	上野村
高崎	群馬縣ノ内	高崎市	碓氷郡	吾妻郡		
	群馬縣ノ内	倉賀野町	金古町	室田町	佐野村	岩鼻村
	群馬縣ノ内	大類村	瀧川村	京ヶ島村	新高尾村	中川村
	群馬縣ノ内	塚澤村	六郷村	長野村	久留馬村	倉田村
	群馬縣ノ内	車郷村	箕輪村	相馬村	上郊村	堤ヶ岡村
	群馬縣ノ内	國府村	清里村	桃井村	片岡村	
	群馬縣ノ内	多野郡ノ内	新町	鬼石町	吉井町	神流村
	群馬縣ノ内	藤岡町	八幡村	美土里村	平井村	美九里村
	群馬縣ノ内	小野村	多胡村	入野村	日野村	美原村
	群馬縣ノ内	三波川村	多胡村	入野村	日野村	美原村

同表中京都區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

柏崎	新潟縣ノ内 刈羽郡	新潟縣ノ内 長岡市	三島郡ノ内	與板町	岩塚村	宮本村	黒川村	南蒲原郡ノ内	今町	庄川村	見附町	葛巻村	中之島村	大面村	坂井村	新潟村	古志郡	北魚沼郡	寺泊町	出雲崎町	片貝村	王寺川村	脇野町村	西越村	大津村	關原村	來迎寺村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

同表中神戸區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

京都	京都府ノ内	京都市	愛宕郡	葛野郡	乙訓郡	紀伊郡
	京都府ノ内	京都市	愛宕郡	葛野郡	乙訓郡	紀伊郡
京都	京都府ノ内	宇治郡	久世郡	綴喜郡	相樂郡	
	京都府ノ内	宇治郡	久世郡	綴喜郡	相樂郡	
京都	京都府ノ内	船井郡	南桑田郡	北桑田郡		
	京都府ノ内	船井郡	南桑田郡	北桑田郡		
神戸	兵庫縣ノ内	神戸市	武庫郡			
	兵庫縣ノ内	神戸市	武庫郡			
伊丹	兵庫縣ノ内	尼崎市	川邊郡	有馬郡		
	兵庫縣ノ内	尼崎市	川邊郡	有馬郡		

同表中姫路區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

姫路	兵庫縣ノ内	飾磨郡	印南郡	加古郡	神崎郡
社	兵庫縣ノ内	加東郡	加西郡	多可郡	

同表中奈良區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

奈良	奈良縣ノ内	添上郡	生駒郡	山邊郡	磯城郡
宇陀	奈良縣ノ内	宇陀郡	吉野郡ノ内	四郷村	高見村
					小川村
					上龍門村

同表中和歌山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

和歌山	和歌山縣ノ内	和歌山市	海草郡	有田郡	
妙寺	和歌山縣ノ内	伊都郡	那賀郡ノ内	安樂川村	調月村
				西貴志村	丸栖村
				上岩出村	小倉村
				北野上村	東野上村
				長谷毛原村	眞國村
				志賀野村	下神野村
				細野村	
				名手町	池田村
				川原村	上名手村
				長田村	王子村
				龍門村	

同表中脇町區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

脇町	德島縣ノ内	美馬郡	三好郡		
川島	德島縣ノ内	阿波郡			

同表中福井區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福井	福井縣ノ内	福井市	足羽郡	吉田郡	坂井郡
大野	福井縣ノ内	大野郡	南條郡	今立郡	

同表中松江區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

松江	島根縣ノ内	松江市	八束郡	能義郡	
木次	島根縣ノ内	大原郡	仁多郡	飯石郡	

同表中今市區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

今市	島根縣ノ内	安濃郡			
----	-------	-----	--	--	--

同表中平戸區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

平戸	長崎縣ノ内	北松浦郡ノ内	平戸村	大島村	生月村
			紐差村	中津良村	津吉村
			笛吹村	柳村	志々伎村
			南田平村	今福村	神浦村
			上志佐村	調川村	志佐村
			江迎村	鹿町村	福島村
					鷹島村
武生水	長崎縣ノ内	壹岐郡			

同表中中津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

中津	大分縣ノ内	宇佐郡ノ内	宇佐町	四日市町	天津村
			長洲村	糸口村	八幡村
			横山村	和岡村	豐川村
			柳ヶ浦村	高並村	津房村
			雨川村	東院内村	南院内村
			明治村	龍王村	佐田村
玉津	大分縣ノ内	西國東郡ノ内	河内村	田染村	東都甲村
			高田村	西眞玉村	上眞玉村
			草地村	三浦村	三重村
			白野村	岬村	
			東國東郡ノ内	伊美村	熊毛村
			竹田津町		
			來浦村		
			連見郡ノ内		
			立石町		
			宇佐郡ノ内		
			封戸村		

同表中熊本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

熊本	
熊本縣ノ内	熊本市 飽託郡 宇土郡
菊池郡ノ内	原水村 津田村 瀬戸村 陣内町
大津町	護川村 北合志村 泗水村 合志村
平貴城村	田島村
西合志村	
阿蘇郡ノ内	山西村
錦野村	
上益城郡ノ内	
白水村	
下益城郡ノ内	
松橋町	小川町 海東村 守富村 河江村
小野郡田村	當尾村 豐福村 豐川村 杉合村
天草郡ノ内	登立村 維和村 上村 中村 湯島村
高瀬	熊本縣ノ内 玉名郡

同表中盛岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

盛岡	
盛岡縣ノ内	盛岡市 巖手郡 紫波郡
巖手縣ノ内	
種實郡	和賀郡
花巻	相去村

同表中一關區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

一關	
巖手縣ノ内	東磐井郡ノ内
千厩町	大原町 折壁村 矢越村 小梨村
八澤村	大津保村 藤澤村 黃海村 薄衣村
奥玉村	磐清水村 門崎村 松川村 舞川村
長島村	田河津村 長坂村 猿澤村 摺澤村
遊民村	與田村
水澤	巖手縣ノ内 江刺郡
水澤町	前澤町 佐倉河村 眞城村 姉休村
白山村	古城村 衣川村 小山村 南郡田村
若柳村	永岡村 金ヶ崎村
東磐井郡ノ内	生母村

同表中横手區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

横手	
秋田縣ノ内	平鹿郡ノ内
横手町	淺舞村 沼館町 大森村 山内村
榮村	醴醐村 三重村 植田村 睦合村
吉田村	福地村 里見村 八澤村 館合村
阿氣村	田根森村 旭村 朝倉村 境町村
黒川村	
湯澤	秋田縣ノ内 雄勝郡
平鹿郡ノ内	増田町 十文字村

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法施行前從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

〔國務大臣松室致君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松室致君) 裁判所ノ設立ニ關スル法律案、之ヲ説明イタシマス、大正二年行政整理ニ當リマシテ區裁判所ヲ百二十八箇所廢止セラレマシタガ、其中四十六箇所ハ昨年ノ特別議會ニ於キマシテ復活、即チ新設ヲサレマシタ、是ハ今日既ニ各職務ヲ執ッテ居リマスルノデアリマスルガ、尙ホ是デハ足リマセス、マダ多クノ區裁判所ヲ復活セネバナラヌト云フ必要ガアリマスルノデアリマスルガ、差當リ最モ急ヲ要スルモノ十八箇所ヲ選ビマシテ之ヲ此度此計畫ヲ提出イタシタノデアリマスル、何卒御贊同アラムコトヲ希望イタシマス、ソレカラ大正二年法律第九號中改正法律案、是ハ唯今申述ベマシタ十八箇所ノ區裁判所ヲ復活イタシマシタ曉ニ、今マデ定マッテ居ル所ノ裁判所ノ管轄ヲ變更イタシマシテ、之ヲ十八箇所ノ區裁判所ニ配置セナケレバナラヌノデアリマス、即チ其裁判所管轄ニ關スル法律案デアリマスノデアリマス、是モ宜シク御贊同アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ御質問モナイト認メマスカラ、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔岡書記官朗讀〕

裁判所ノ設立ニ關スル法律案外一件特別委員

子爵勘解由小路資承君 子爵永井 尙敏君 平山 成信君
男爵若王子 文健君 石渡 敏一君 加太 邦憲君
德富 猪一郎君 田島 竹之助君 植竹三右衛門君

○議長(公卿德川家達君) 第四、市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案
右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正七年二月二十六日

貴族院議長公卿德川家達殿

衆議院議長大岡育造

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案

(小字ハ衆議院ノ修正、
同削除ノ符號ナリ)

第一條 市町村立^{○尋常}小學校ノ正教員及准教員ノ俸給ニ要スル費用ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度千萬圓ヲ下サルモノトス

第三條 國庫支出金ハ第四條ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ除キ其ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村立^{○尋常}小學校ノ正教員及准教員ノ數ニ、他ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村ノ就學兒童數ニ比例シテ之ヲ市町村ニ交付ス

第四條 文部大臣ハ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ資力薄弱ナル町村ニ對シ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得

第五條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合又ハ町村組合ハ之ヲ市町村ト看做ス市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體、其ノ組合又ハ小學校設置區域亦同シ

本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做ス

附 則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣岡田良平君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今議題ニナツテ居リマスル市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案提出ノ理由ヲ大略申上ゲマス、國民ノ義務教育ハ申上ゲマス迄モゴザイマセス、貴賤貧富ノ差別ナク、苟モ國民タル者ガ受ケナケレバナラス所ノ最低限度ノ教育デゴザイマス、故ニ父兄ノ貧富ニ拘ラズ、又町村ノ貧富ニ拘リマセズ、此教育ヲ完カラシムル所ノ設備ヲ致サスケレバナラスノデゴザイマス、ソレ故ニ之ヲ單ニ父兄ノ力若クハ町村ノ力ニノミ委ネ置クト云フコトハ其當ヲ得タモノデゴザイマセヌデ、明治五年ニ學制ヲ頒布イタシマシタ當時ヨリ、國庫ニ於テ此費用ニ對シテ相當ノ支出ヲナスト云フコトノ主義ヲ決定イタシマシタ、翌明治六年カラ明治十三年ニ至リマス八箇年ノ間ト云フモノハ、國庫カラ相當ノ支出ヲ致シマシテ、其國庫ノ支出金ト町村ノ支出金ト相俟ツテ此教育ヲ與ヘタノデゴザイマシタ、然ルニ明治十四年カラ以後ハ財政ノ困難ナルガ爲ニ、此國庫ノ支出金ヲ廢止イタシマシテ、小學校ノ費用ト云フモノハ專ラ町村ノ負擔ニ屬スト云フコトノ主義ヲ執リマシタ、引續イテ今日ニ至リマシタノデゴザイマス、之ガ爲ニ町村ノ教育費ト云フモノハ年々歲々増加ヲ致シマシテ、既ニ大正三年度ノ決算ヲ見マスルト、町村ノ經費合計二億一千萬圓バカリノ中ニ就キマシテ、小學校ノ教育費ト云フモノガ五千五百萬圓バカリニ上ボツテ居リマスルヤウナ譯デゴザイマス、左様ニ致シマシテ或ル町村ニ付テ見マスルト、其町村費ノ七割以上ガ町村ノ教育費ニナツテ居ルト云フヤウナ次第デゴザイマス、左様ナル次第デゴザイマスルガ故ニ、教育ノ改善ヲ圖ラムト致シマスルニ於テ、最早町村ニ於テハ餘力ガゴザイマセヌデ、ドウシテモ是ハ學制頒布ノ當時定メマシタル所ノ主義ニ基イテ、小學校費用ノ一部ト云フモノハ國庫ニ於テ之ヲ負擔スルト云フコトヲ實行イタサスケレバナラスト云フコトハ、既ニ數年前カラ朝野ノ間ニ論議ヲセラレテ居ル所デゴザイマシテ、最近ニ於キマシテハ昨年衆議院ニ於キマシテモ全會一致ノ建議ガ提出ニナツテ居リマス、又教育會議ニ對シマシテ、小學校教育ノ改善ニ付テ諮問ヲ致シマシタ際ニモ、教育會議ニ於キマシテモ、此小學校教育ノ改善ヲ圖ル爲ニハ到底是ハ町村ノ力ダケニ委ネテ置イテハ、改善ヲ圖ルト云フコトハ出來ナイノデアアルカラ、國庫ニ於テ相當ノ負擔ヲ爲スガ宜シカラウ、此目的トスル所ハ教員俸給ノ半額ヲ目的ト致シマス、ソレニ達スル迄ハ出來ベキダケ國庫ノ支出金ヲ増加イタシテ、小學ノ費用ニ

充テタナラバ宜シカラウト云フ教育會議ニ於テ決議ヲ致シマシタヤウナ譯デ
ゴザイマス、是等ノ次第デゴザイマスルニ依ッテ、今回此法案ヲ提出イタシマ
シテ、即チ學制頒布ノ當時ニ定メマシタル所ノ主義ヲ實行イタスト云フコト
ノ計畫ヲ定メマシタ次第デゴザイマス、此法律案ハ御覽ノ通りニ五箇條カラ
成ッテ居リマシテ、極メテ簡單ナルモノデゴザイマスルガ、要スルニ此政府支
出金ノ配布ノ方法ヲ定メマシタノデゴザイマス、デ此法律案ニ對シマシテ衆
議院ニ於テ修正ヲ加ヘマシタノデアリマス、其修正ノ趣意ハ、原案ニ於キマ
シテハ市町村立小學校ノ費用ヲ國庫カラ一部負擔スルト云フコトニナッテ居
タノデゴザイマスルガ、衆議院ニ於キマシテハ是ハ町村ノ隨意事業ニ屬スル
所ノ高等小學ノ費用ニ對シテハ、國庫カラ之ヲ支出スルト云フコトハ必シモ
急務デアアルマイ、ソレヨリハ先以テ町村ノ義務ニナッテ居リマスル所ノ尋常
小學ノ經費ニ限ッテ、國庫カラ支出イタスト云フコトガ相當デアラウト云フ
趣旨ヲ以テ修正ヲ加ヘマシタノデゴザイマス、デ此修正ニ對シマシテハ當局
者ニ於キマシテモ異議ハゴザイマセヌノデアリマス、ドウゾ御審議ノ上御協
賛ヲ希望イタシマス

〔仁尾惟茂君演壇ニ登ル〕

○仁尾惟茂君 私ハ唯今議題ニ上ボッテ居リマスル所ノ小學校教員俸給國庫
負擔法ニ付キマシテ、政府ニ質問イタシタイト思ヒマス、第一此法案ノ題目
即チ表題、竝ニ第一條ニ於キマシテ「國庫之ヲ負擔ス」ト斯ウゴザイマス、此
國庫負擔ト云フコトニ付キマシテ御尋ネテ致シタイノデアリマス、デ是ハ從
來ノ負擔法、即チ市町村費ノ負擔ヲ變ジテ、即チ其負擔ノ性質ヲ變ジテ、之
ヲ國庫ニ移スト斯ウ云フノ意味デアラウト思ヒマス、又文部大臣ノ説明セラ
レタ所モソレニ歸著シマスルヤウデアリマス、之ニ付キマシテ御尋ネテ致シ
タイノハ、從來此教育費ノ負擔ナルモノハ國ニ於テ是ガ區別ガアリマシテ、
即チ小學校ノ費用ハ町村ノ負擔、中學校若クハ師範學校ハ府縣ノ負擔、其以
上ハ國ノ負擔ト斯ウ云フコトニ制度ノ上デ定マル、即チ是ハ學制發布以來、
又十二年ニ府縣會ヲ開イテ地方經濟ヲ定ムル時ニ於キマシテモ同様變化ハナ
イ、又其後二十三年ニ國會ヲ開イテ、豫算ノ制ヲ定メタル時モ、此三ツノ區
別ト云フモノハ少シモ動イテ居ナイノデアアル、就中小學校費ノ町村負擔ナル
モノハドウデアアルカト言ヘバ、兒童ノ教育ハ父兄ノ義務デアアル、町村ノ義務
デアアル、斯ウ云フコトニ最初ヨリ定マッテ、爲ニ是ガ父兄タル者及町村ハ教

育費ト云フコトニ至ッテハ我子ヲ育ツルコトデアアルカラ喜ンデ是ハ支出イタ
シテ居ル、又自分ガ費用ヲ出シテ自分ガ之ヲ育テ、之ヲ營ムト云フコトデア
ル、謂ハユル自給自營トモ申スベキモノデアリマスルガ爲ニ、是ガ費用ノ點
ニ於キマシテモ大ニ濫費ヲ制シ、無益ノ費用ヲ掛ケズ、誠ニ節約的ニ且ツ經
濟的ニ出來テ、サウシテ今日マデノ教育ノ結果ハドウデアアルカト言ヘバ、就
學ノ數ニ於キマシテモ他ニ劣ラナイ位ナ普及ヲ致シテ居ルノデアアル、斯ウ普
及ヲ致シテ居ル此費用ヲ、今之ヲ變ズル、誠ニ良習慣、良制度デアッテ、是ハ
私ハ他ヘ對シテモ誇ルベキ所ノ一ノ良習慣デナイカト考ヘルノデアアル、何モ
之ヲ他ノコトヲ見習ヒ、他ノコトノ譽ニ倣ヒ、單純ナル理論理想等ニ馳セテ、
徒ラニ是ハ改ムベキモノデハナイト思ヒマスル、何故ニ斯ノ如キ成績ヲ得、
斯ノ如キモノデアアルノヲ、強ヒテ之ヲ改ムルハ如何ナル理由ニ基カル、ノデ
アルカ、第一之ヲ承ハリタイ、又凡ソ國ガ或者ニ對シテ此現狀ヨリ以上ノ希
望ヲ以テ、或ハ之ヲ擴張シ若クハ是ガ改善ヲ圖ルト云フ場合ニ於キマシテハ
他ニ方法ガアル、即チ我國ニハ總テ此補助法ナルモノガアッテ之ヲ補ッテ居ル
ノデアアル、補助法デアレバ、補助法ハドウ云フモノデアアルカト云ヘバ、茲ニ
一ツノ主體ナルモノガアッテ、其主體ト云フモノハ動カセズ、此主體ヲシテ
立行クヤウニ、發達セシムルヤウニ之ヲ補ッテ行クノガ即チ補助法デアアル、
我國ニ於テハ澤山ニ是ガ例ガアルコトデアリマスルカラ、何故ニ此主體ナル
國ノ從來制度トシ、慣行トシヤッテ居ル所ノ此主體ヲ動カシ、性質ヲ變ジテ
セズトモ、補助法ヲ以テスレバ出來ナイコトデハナイ、之ヲ一ツ御尋テ致シ
マス、ソレカラ第一條ニ小學校ノ正教員及准教員ノ俸給ニ要スル費用ハ國庫
之ヲ負擔スルト、斯ウ云フ意味ニナッテ居リマスルガ、殊ニ又先刻文部大臣ノ
説明セラル、所ハ、専ラ教員俸給費ニ充ツルヤウナ御趣意ニ承ハリマシテゴ
ザイマス、成ルホド法モ其通り書イテアリマスルガ、之ニ付キマシテ御尋テ
致シタイノハ、此俸給ハ國庫之ヲ負擔スルトアリマスル此趣意ハ、教員俸給
ヲ増加スルノ趣意デアアルカ、又ハ是ハ俸給ハ増加スルトモセナイトモ適宜デ
アル、此費用ハ他ノ町村費ニ使ッテモ宜シイト、斯ウ云フノデアアルカ、之ヲ具
體的ニ申シマスレバ、例ヘバ俸給ノ平均ハ二十圓デアアル、其上ニ加ヘテ五圓
ヲ足シ二十五圓トナシ、即チ現在ノ俸給ニ増俸ヲシ、謂ハユル教員優遇ノ積
リデアアルカ、又ハ二十圓ノ上ニハ一文モ加ヘズ、國庫カラ交付シタル所ノ金
額ハ之ヲ町村ニ於テ收入ノ本ノ一ツノ財源ニ組ンデ仕舞ッテ、他ノ地租附加

税、所得税附加税ノ如キモノト同ジヤウナ財源ニ組ンデ仕舞ッテ置イテ、サウシテ支出ノ點ニ至ッテハドウスルカト云ヘバ、從來ノ二十圓ノ教員俸給ニハ一文モ増サズ、若クハ之ヲ減ジテ置イテ、サウシテ其支出ノ所ニハ、例ヘバ道路修繕ノ費用ヲ増加スルトカ、又ハ町村ノ基本財産ノ買入ヲ爲ストカ、斯ウ云フコトノ支出ニ充ツル、又何モ支出ヲ増加セズ、右等ノモノニモ充テズシテ、サウシテ町村人民ガ各個ニ納ムル所ノ町村税ノ額ヲ減ジテ、仕事モセナイガ負擔ノ方ヲ減ジテ仕舞ッテシヤウ、斯ウ云フヤウナコトニナッテ仕舞ッテモ宜シイノデアルカ、デ之ヲ取捨マンデ申シマスレバ國庫カラ出シタ所ノ金、即チ町村ノ交付ヲ受ケタル所ノ金ハ俸給ニハ一文モ使ハズシテ、總テ是ハ他ノ町村費ニ全部使ッテモ宜シイノデアルカ、全ク是等ハ町村ノ隨意ニ委スノデアルカ、此法案ヲ通觀イタシテ見マスレバ、何モ教員ノ俸給ニ限ッテ使ハネバナラヌト云フ法ハ何所ニモナイ、唯俸給トアルノミデアッテ、實際之ヲ町村ガ施行スルトキニナレバ、總テ前述イタシマシタ通りノコトニナッテ仕舞フコトニナッテ居ルノデアル、斯ノ如キモノト見マスルナラバ、此法案ハ名ハ教員俸給國庫負擔法デアルケレドモガ、其實ハ町村費國庫負擔法、即チ町村費ヲ國庫ガ負擔スルト云フコトニ事實ハナッテ來ハシマセスカ、ドウシテモ此法ヲ見マスレバ其所ニ解スルヨリホカ致シ方ハナイト思ヒマス、其點ヲ伺ヒマス、ソレカラ第三條デゴザイマスルガ、是ハ金ヲ割付ケマスルノニ、教員ノ數若クハ就學兒童ノ數ニ割付ケルトアリマスガ、是亦ドウモ事實ニ副ハナイ法デハナイカト考ヘマス、デ何故ナラバ此支出シタル所ノ金ハ實際右ノ如キ教員俸給ノミデハナイ、之ヲ假ニ此支出……國庫支出ノ金ハ半分ハ教員俸給トナリ、半分ハ町村費ノ負擔輕減ニナルト假定イタシマシタナラバ、即チ其半分ノ五百萬圓ト云フモノハ此第三條ニ依ッテ教員ノ數ナリ、就學年齡兒童ノ數ニ配付スルコトニナリマセウト思ヒマスケレドモ、町村費輕減ノ爲ニ此半額ガ當ルト致シマスレバ、甚ダ是ハ不都合ナル配付法ニナッテ、デ町村費輕減ノ爲ニ配付スルモノナレバ、或ハ町村税ノ税額トカ、若クハ町村ノ收入ニナリマスル所ノ各目、即チ所得税附加税ナラ附加税、地租附加税ナラ附加税、斯ウ云フモノニ割當ツルガ適當デハナイカ、斯ノ如ク第三條ニ於キマシテモ甚ダ事實ニ副ハナイ法デハナイカ、之ヲ一ツ御尋イタシマス、又第四條ニ資力貧弱ナル町村ニ對シ、殊ニ交付金額ヲ増加スルト、斯ウゴザイマスルガ、ソレデ貧弱ナル町村ニ對シテ交付スルト云フ文字ノ上、即チ意義

ヲ察シテ見マスレバ、即チ是ハ貧弱町村ノ救済ニ充ツル、斯ウ云フ意味ニナッテ來ヤウト考ヘマスル、抑、此町村ノ貧弱ナルト云フ程度竝ニ標準ハ何ニ據ラレタモノデアリマスルカ、又凡ソ其貧弱ナル町村ノ數ト云フモノハ大凡ドノ位デアアルノデアルカ、此數ガ定マラナケレバ其十分ノ一即チ百萬圓ト云フ金ガ、果シテ町村ノ……貧弱町村ノ救済ニナルカ、ナラスカト云フコトモ分リマセス、故ニ私ノ御尋ヲスルノハ、貧弱ナルト云フ町村ノ程度、標準、竝ニ其數デアアル、又大凡貧弱ト云フコトニ付キマシテハ、右ノ如ク何カ茲ニ標準ガナクチャナラス、サウシテ此貧弱ナル町村ヲ救済スルト云フコトハ、先ヅ順序ガアリハセスカ、第一ニ之ヲ統轄シテ居ル所ノ郡ハ此貧弱町村ノ救済ニ付テドウ云フコトヲシテ居ルカ、第二ニ最モ是等ノコトヲシテ往カネバナラス所ノ府縣、府縣ハ即チ立派ナ一ツノ經濟ヲ有ッテ居ル、是ハ町村ニ對シテ町村救済ノ方法ハ如何ナルコトヲシテ居ルカ、如何ナル方法ヲ立テテ居ルカ、凡ソ町村ノ救済ヲシマスルノニハ、或ハ順序ガアリハセスカト思ヒマスル、然ルヲソレ等ノコトモ分カラズシテ、國ガ縣ナリ郡ナリノ機關ヲ飛越シテ、直チニ之ヲ救済スルト云フコトハ、素ヨリ是ハ事柄ニ依リマスルガ、通常トシテ貧弱ナル町村ト云フコトニ付テハ凡ソ郡ナリ、縣ナリニ於テモ是等ノ一應ノ考ガアルコトデアラウト考ヘマス、之ヲ一ツ御尋ネ致シマス、ソレデ要スルニ私ノ疑問トスルノハ、此法律案ハ名ト實トガ違ッテ居ル、即チ俸給ノ事柄ト、町村費輕減ノ事柄ト、此二ツノモノガ含ンデ居ル、ソレヲ一ツノモノニシヤウト云フノデアアルカラ、此疑問ガ起リ、此法ト云フモノハ誠ニ不徹底ナ分ラナイ法律ニナッテ來テ居リハセスカト考ヘマスル、ソレデ要スルニ此二ツノ教員ノ優遇ト云フコトト、町村費負擔輕減ト云フコトト、此二ツガ含ンデ居ルト思ヒマスガ、素ヨリ教員優遇ト云フコトニ付キマシテハ、現内閣ノ施政ノ方針ニモ、教育ノ振興ト云フコトヲ聲明サレマシテ、我々ニ於キマシテモ教員優遇ハ即チ教育改善ノ本デアアル、尤モ是ハ縱令今日ノ如キ時局ノ際ト雖モ、是ハ急務ナリトシテ仕途グベキモノデアアルガ、然ルニ町村費輕減ニ至リマシテハ如何デアアル、今日時局ノ際ニ爲スベキモノデアアル、ナイカ、即チ是ハ爲スベキモノデアイト云フノハ明カナ例ガアルノデアアル、ソレハ何デアアルカト云フト、此町村費負擔輕減ト云フコトハ國ガ税ヲ増シテ……其増税ノ中ヲ以テ町村費ヲ輕減スルト、斯ウ云フコトニナッテ來マスルノデ、即チ一ノ税制整理デハナイカ、税制整理ノコトハ衆議院ガ既ニ不急ナ

ル……急ガスコトナリ、是ハ平和克復後ヲ待ツベキ事柄デアル、政府モ之ニ御同意ヲナサレテ居ッテ、不急ノコトデアルトシテアル、然ルニ町村費輕減ト、他ノ政府ガ出サレタ通行税、其他ノ輕減ト云フコトトノ、總テノ税制整理ト云フコトト、ドコニ緊急ガアルカ、寧ロ私ハ一個人ノ納ムル所ノ税ハ減ジテモ、町村ノ税ト云フモノハ、ドチラカナレバ、是ハ耐フベキモノデハナイカト、斯ウ考ヘル、殊ニ斯ウ云フ關係ヲ有ッテ居ルモノデアリナガラ、此時局ニ際シマシテ非常ニ國ハ急要ナル所ノ經費カラ負擔シテ行カヌケレバナラヌノデアアルニ拘ラズ、此町村費輕減ヲスル所ノ必要ガアルノデアリマセウカ、如何デゴザイマセウカ、増税ヲシテマデモセニヤナラヌ負擔輕減デアリマセウカ、誠ニ解シ得ラレザル所ノモノデアリマス、此點ニ付テ質問ヲ致シマスカラ、明カニ御答アラムコトヲ望ミマス

〔國務大臣岡田良平君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今仁尾君ノ御尋ネニナリマシタ箇條ハ四點デアルト存ジマス、第一ハ此國庫負擔ト云フ主義ヲ定メタコトニ付テノ御質問デアリマシタ、仁尾君ノ御意見デハ小學校ノ費用ト云フモノハ是ハ固ヨリ町村ノ負擔ニ屬スベキモノ、中等教育ノ費用ハ是ハ府縣ノ負擔ニ屬スベキモノ、高等教育ノ費用ハ是ハ國ノ負擔ニ屬スベキモノト、斯様ニ分界ヲ立テテ、教育ノ施行ヲ致シテ參ッタ我國ノ習慣ハ是ハ良習慣デアアル、之ヲ今回改メテ國庫ガ小學校ノ費用ノ一部ヲ負擔スルト云フコトニスルノハドウ云フモノデアアルカ、何故ニ斯様ナル改正ヲスルノデアアルカト云フ御尋ネデアッタヤウデゴザイマス、此點ニ付キマシテハ先刻既ニ申上ゲマシタル通りニ、小學校ノ費用ヲ専ラ町村ヲシテ負擔セシムルト云フコトハ決シテ是ハ定マツテ居ル事柄デハナイノデゴザイマス、先刻申上ゲマスル通りニ、小學ノ義務教育ト云フモノハ國民一般ニ必ズ是ハ受ケニヤナラヌ所ノ教育デアリマス、即チ矢張り是ハ國ノ政務デ、國政事務ノ一部デゴザイマスルノデ、之ヲ國庫ニ於テ相當ニ支辨ヲ致シテ實行イタスト云フコトハ寧ロ當然ノコトデハナイカト思ハレルノデゴザイマス、ソレ故學制頒布ノ當時カラシテ其主義ヲ執リマシテ、同時ニ是ハ尠カラヌ經費ヲ國庫カラ支出イタシテ居ッタノデアリマス、其時ニハ如何ナル言葉ヲ用ヒテ居ッタカト云フト、其當時ノ事柄デゴザイマスルカラ正確ナ言葉ハ用ヒテ居リマセヌデアリマスケレドモ、併ナガラ此小學校費用ノ顯著ナル部分ハ擔任イタシテ居ッテ、政府カラ支出イタシテ居ッタノデアリ

マスカラ、無論是ハ政府ノ支出ヲ至當トシ、町村バカリニ委ネルモノデハナイト云フ主義ノ下ニ支出イタシタコトハ疑モナイコトデゴザイマス、ソレカラ財政ノ都合ニ依ッテ此國庫ノ支出ト云フコトハ中止イタシマシタケレドモ、其爾後ニ於テモ尙ホ全然之ヲ町村ニ委ネテ居ルト云フ譯デハナイノデゴザイマス、即チ御承知ノ通り年功加俸及特別加俸ニ要スル所ノ費用ハ國庫ガ毎年二百萬圓ヅ、支出イタシテ居ルノデゴザイマス、其外ニ教育基金ノ利息ニ相當シマスル所ノ五十萬圓ノ費用モ、是ハ普通教育ノ目的ニ向ッテ國庫デ支出イタシテ居リマス、其外ニ恩給基金ノ交付ニ要スル所ノ費用十五萬圓、是モ國庫カラ支出イタシテ居ルノデアリマス、ソレ故今日ニ於テモ此小學校ノ費用ト云フモノハ全然町村ノ負擔ニ屬スベキモノト云フ主義ヲ採ッテ居ル譯デハナイノデアリマス、即チ今回此法律ヲ提出イタシマシテモ、今迄ノ意義ト全ク反對ノ主義ヲ採用スルト云フ譯デハゴザイマセヌ、唯是マデ國庫ガ負擔シテ居ル所ノ金額ガ少額デアリマシタノヲバ、之ヲ相當ノ額ニ増加シタダケノコトデゴザイマシテ、決シテ主義ノ變更ト申ス譯デハナイノデゴザイマス、第二ノ御尋ネハ此第一條ノ市町村立小學校ノ正教員及准教員ノ俸給ニ要スル費用ヲ國庫ガ之ヲ負擔ストアルケレドモ、併ナガラ此俸給ノ一部ニ要スル所ノ費用ヲ國庫ガ町村ニ交付イタスノデアアルカラ、一度町村ノ經濟ニ是ガ這入ッタ以上ハ、之ヲ何レノ方ニ使ッテモ差支ナイ譯デアアル、然ラバ國庫カラ支出スル所ノ一千萬圓ト云フモノハ、是ハ全部俸給ノ増加ニ使フノデアアルカ、或ハ又全部町村ノ負擔輕減ニ用ヒルノデアアルカ、例ヲ御舉ゲニナリマシテ、例ヘバ二十圓ノ俸給ヲ受ケテ居ル所ノ教員ハ一文モ俸給ヲ増サナイデ、矢張り依然トシテ二十圓ノ俸給デ居ッテ、サウシテ國庫カラ出タ所ノ費用ハ他ノ方ニ用ヒルノデアアルカ、或ハ其二十圓ノ教員ガ二十五圓ニナルトカ、或ハ二十三圓ニナルト云フヤウナ増俸ノ資金ニ是ガ充テラレルノデアアルカドウカ、斯ウ云フ御尋ネデアッタト了解イタシマシタ、是ハ過日豫算委員ノ總會ニ於テモ出マシタ御尋ネデ、其時ニ御答ヘ申上ゲテ置キマシタノデアリマスガ、今日町村ノ實況ヲ見マスルニ、或ル町村ニ於テハ先刻申上ゲル通りニ町村費ノ七割以上教育ノ爲ニ支出シテ居ルヤウナ町村モアリマス、又或ル町村ニ於テハ町村費ノ或ル一割トカ、一割半ト云フ僅少ナル部分ヲ支出イタシテ居ル所モアルノデアリマス、或ル町村ニ於テハ教員ニ對シマシテハ出來得ベキダケ優遇ヲ與ヘテ、既ニ今日ニ於テ町村ノ力以上ノコトヲ此教育ノ爲ニ盡シテ居リ

マスル所モアリマス、或ル町村ニ於テハ其餘裕ノアル所モアリマス、故ニ之ヲ一概ニ二十圓ノ教員ハ必ズ二十五圓ニナルカドウカ、或ル地方ニ於テハ二十圓ノ教員ハ一文増サズニ居ルト云フヤウナコトガアリハセヌカト云フ御尋ネニ對シマシテハ、是ハ町村ニ依リマシテ二十圓ノ教員ガ二十五圓ニナル所モゴザイマス、又或ル地方ノ町村ニ依ッテハ教員ニ對シテ此際増俸ヲスル必要ノナイ町村モゴザイマセウト思ヒマス、ソレ等ノコトハ實際町村ノ狀況ニ當ッテ見マセスト分リマセヌデアリマスガ、要スルニ町村ト云フモノハ自分ガ力ニ堪ヘ得ル限り教員ヲ優遇ヲスルト云フコトニ付テハ少シモ躊躇セヌノデアアル、今日マデ教員ニ向ッテ相當ノ優遇ヲ與ヘナイモノハ、町村ノ力ガ乏シイカラ優遇ヲ與ヘタクテモ與ヘルコトガ出來ヌト云フヤウナ實況デゴザイマス故ニ、町村ニ向ッテ相當ノ餘裕ガ出來マスレバ即チ教員優遇ト云フモノモ之ニ依ッテ出來ルノデアリマシテ、優遇ト申スコトト、町村ノ補助ト云フ事柄トハ決シテ相悖ルモノデハナイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス、即チ此法律ニ依リマシテ兩方ノ目的ヲ同時ニ達スルト云フ考ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、次ハ第三條ニ對シテノ御尋ネデゴザイマスガ、第三條ニハ此千萬圓ノ金額ヲ分配スルニ當ッテ、半額ハ教員數ニ比例シ、半額ハ兒童數ニ比例シテ之ヲ交付スルトアルカラシテ、半額ト云フモノハ教員ノ優遇ニ用ヒルノデアラウ、残りノ半額ハ其以外ノモノニ用ヒルノデハナイカ、斯ウ云フ御尋ネデゴザイマスガ、是ハ全然左様デハゴザイマセヌデアリマス、斯様ニ半額ヅ、二分チマシタ其理由ハ、教員ノ數バカリニ比例シテ之ヲ配當イタシマスルト、學齡兒童ノ數ニ應ジテ比較的多數ノ教員ヲ置イテ居ル地方ニ於テハ利益ニナルノデゴザイマス、例ヘバ一學級ノ編成ヲ四十人位ニ編成イタシマシテ、三學級デ百二十人ノ生徒ニ對シテ三人ノ教員ヲ置イテ居ル所モアリマス、此教員ノ頭數ニ應ジテ配當ヲシテ行キマスレバ大變利益ニナルノデアリマス、之ニ反シテ百二十人ノ生徒ヲ二學級ニ編成シテ、教員ヲ二人シカ置イテ居ラナイ地方ニハ大變損ニナリマス、ソレ故此教員ノ數バカリニ比例シテ之ヲ分配スルト云フコトハ當ヲ得タモノデハアルマイト云フ考ヲ致シタ譯デアリマス、又一方ノ生徒數バカリニ比例シテ分配イタシマスルト、教員ノ數ガ少イニモ拘ラズ、國庫カラ支出スル所ノ金ヲ比較の餘計受取ルト云フヤウナコトニナリマスノデ、ソレ故ハ半分二分チマシテ、教員數ヲ半分ハ目安トシ、半分ハ生徒數ヲ目安トスルト云フコトニ致シマシテ、斯様ナル規定ヲ定メ

タノデアリマス、故ニ是ハ單純ニ交付金ノ分割ノ目安ニ過ギナイノデアリマス、此半額ヲ以テ教員ノ俸給ヲ増シ、其他ヲ町村負擔輕減ニ充テルト云フヤウナ精神ハ少シモゴザイマセヌノデアリマス、次ハ第四條ノ貧弱ナル町村ニ對シテ交付金ヲ増加スルト云フコトガゴザイマスノデ、是ハ貧弱ナル町村ヲ救済スルト云フ意味デアアルカト云フ御尋ネデゴザイマスガ、是ハ左様デハゴザイマセヌノデ、即チ第一條ノ規定ニ依リマシテ、矢張り是モ其町村ニ於ケル所ノ教員ノ俸給ニ充テマスノデ、即チ此十分ノ一ノ百萬圓ト云フモノハ矢張り俸給ノ資金トシテ之ヲ町村ニ支給イタスノデゴザイマス、何故ニ斯様ナル規定ヲ設ケマシタカト云フド、第三條ニ依リマシテ分配イタシマシテモ、尙ホ特別ノ貧弱ナル町村ニ付キマシテハ他ノ富シダ町村ト同ジ率ヲ以テ分配ヲ受ケマシタノデハ、其町村ノ教育ノ改善ヲ計ルノニ極メテ遺憾ナル點ガ多イノデゴザイマスカラ、ソレ故ニ此貧弱ナル町村ニ付キマシテハ特別ノ配當法ヲ取ルト云フノデゴザイマス、併シ特別ノ率ヲ以テ之ヲ配當イタシマスコトニ拘ラズ、其配當シマシタ金額ハ第一條ニ依ッテ使用スルト云フコトハ申スマデモナイノデゴザイマス、御尋ネノ箇條ハ此四箇條デゴザイマシテ、最後ノハ御意見ト考ヘマスルガ、今日此稅制整理ヲ延期スルト云フ場合ニ當ッテ、負擔輕減ト云フガ如キコトハ之ヲ考慮スルニ及バスデヤナイカト云フ御話ノヤウデゴザイマスガ、併シ是ハ如何デゴザイマセウカ、稅制整理ト云フモノヲ延期イタシタカラ絶對的ニ稅制整理ノ意味合ノモノハ總テ之ヲ延期スルト云フコトハ當ヲ得タモノデゴザイマセウカ、ドウデゴザイセウカ、例ヘバ稅制案ニ付キマシテモ、所得稅ニ付テハ既ニ衆議院ニ於テモ同意ヲ致シマシタ、其所得稅法ノ改正ト云フモノハ收入ノ増加ト云フコトモゴザイマスケレドモ、亦稅制整理ノ意味ヲ其中ニ含マレテ居ルヤウナ譯デ、左様ニ絶對的ニ區別ヲ付ケテ、苟クモ負擔輕減ニ屬スルコトハ此際ナスベキコトデナイト云フハキリシタ區別ヲ立テルニハ及バスコトデハナイカト思ヒマス、此一千萬圓ノ補助ト云フモノハ、教員ノ優遇ト負擔輕減ト相矛盾シタモノデハナイ、相俟ッテ進ムベキモノデアアル以上ハ、教員ノ優遇ヲナスト云フコトト相伴ッテ負擔ノ輕減ヲナスト云フコトデアリマスル以上ハ、之ヲ引キ割キマシテ、負擔輕減ヲナス所ノ村……如何ナル町村デモ之ヲ止メテシマヘト云フ必要ハナカラウト思ヒマス、今日教育ノ爲ニ力以上ノ支出ヲ致シテ居ッテ、又其町村ニ於テ相當教員ニ對シテ優遇ヲ致シテ居ルト云フ町村ニ對シテハ、其力以上ノ努力ヲ致シテ居ッタト

云フコトニ對シテ、幾ラカ其力ヲ休メルト云フ方法ヲ取ルト云フ事柄ハ、是ハ不當ナコトデナイト考ヘルノデゴザイマス

〔仁尾惟茂君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 仁尾君、マダ御質問デスカ

○仁尾惟茂君 チョット一言……

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス

○仁尾惟茂君 唯今御答辯デアリマシタガ、問ニ對スル所ト御答ノアル所トハ意味ノ違ッテ居ル所モゴザイマス、實ハモウ少シ質問ヲ重ネタイト思ヒマスケレドモ、是ハ他ノ時機ヲ以テ御尋ネスルコトニ致シマシテ、是デ私ハ止メマス

〔阪本鈺之助君演壇ニ登ル〕

○阪本鈺之助君 唯今議題トナッテ居リマス小學校教員ノ俸給國庫負擔ノ件ニ付キマシテハ仁尾君ヨリ一應ノ御質問モゴザイマシテ、或ハ多少本員ノ御尋ネセムトスル所ト重複イタス嫌ヒモアルカモ知レマセヌガ、誠ニ是ハ大切ナコトデアリマス存ジマスルノデゴザイマス、暫時時間ヲ拜借イタシマシテ、質問ヲ試ミタイト存ジマスルノデゴザイマス、此事ハ法律案ト云フモノニハ今初メテ接シタ譯デアリマスルケレドモ、既ニ豫算ノ方ニ千萬圓ト云フ金ヲ計上サレテ居リマスノデ、豫算委員會等ニ於キマシテモ一應質問モ試ミマシタノデアリマス、政府ノ説明モゴザイマシタガ、ドウモ腹ニ入り兼ねマスル所ガアルノデアリマス、殊ニ去月ノ二十六日ニ衆議院ノ議場ニ於キマシテ此法律案ノ特別委員長タル中橋徳五郎君ガ報告セラレタ所ノ速記録ヲ見マスルト、一層疑問ガ固クナリマシテ、容易ニ氷解スルコトガ出来ヌノデアリマス、即チ茲ニ政府ニ向ッテ更ニ質問スルノ已ムヲ得ザル次第アルノデアリマス、先ヅ其中橋特別委員長ノ報告ナルモノハ如何ナルモノデアルカ、其要點ダケヲ讀ンデ見タイト思ヒマス、先ノ方ハ略シマシテ「政府案ハ御承知ノ通りニ、昨年ノ本院ノ決議ニ基イテ、負擔ノ輕減及教育ノ改善ト云フコトノ精神ヲ達スルト云フノ趣旨デ、提出ニナッタノデアリマス、ソレガ爲ニ小學校ノ教員ノ俸給ノ一部ヲ國庫ノ負擔トスル、是ガ第一ノ趣旨デアル、ソレカラ其負擔ノ金額ハ一千萬圓、斯ウ云フコトニナッタノデアリマス、之ニ對シマシテ委員會ニ於キマシテハ、熱心ナル質問審議ガアリマシタ結果、二三ノ政府當局ノ言明ヲ得マシテ修正案ニ又當局ノ同意ヲ得タノデアリマス」ソレカラ中頃ハ

略シマシテ「其次ハ一千萬圓ノ金額ノ中、貧弱ナル町村ニ對シマシテ、此十分ノ一、百萬圓ヲ差引キマシテ残りノ九百萬圓ノ中、出來ル丈多額ニ負擔ノ輕減ノ方ニ向ケテ貫ヒタイト云フコトノ希望ヲ述ベタノデアリマス」、繰返シテ申シマス、此十分ノ一、百萬圓ヲ差引キマシテ残りノ九百萬圓ノ中、出來ル丈多額ニ負擔ノ輕減ノ方ニ向ケテ貫ヒタイト云フコトノ希望ヲ述ベタノデアリマス、之ニ對シマシテ又當局者ハ、出來ル丈多額ニ負擔ノ輕減ノ方ニ向ケテ貫ヒタイト云フコトノ希望ヲ述ベタノデアリマス、斯ウ云フ言明ガアッタノデアリマス、仍テ委員會ニ於キマシテハ、唯今配付ニナリマシタ修正案ノ通り、修正ヲ可決イタシマシタ」云々、斯ウ云フノデアリマス、此趣旨ニ依リマスルト負擔ノ輕減及教育ノ改善ト云フコトデアアルノデ、サウシマスレバ負擔ノ輕減ト云フコトガ主デアリマシテ、教育ノ改善ト云フコトハ從ニナルノデアリマス、而カモ之ニ對シテ政府當局ノ言明ヲ得マシタタルカラニハ、政府ハ之ニ同意ヲ表セラレテ居ルト云フコトニ思ハレルノデゴザイマス、シカノミナラズ、總額一千萬圓ノ中十分ノ一、百萬圓ダケヲ貧弱ナル町村ニ振り向ケマシテ、残りノ九百萬圓ノ中ハ出來ルダケ多數ノ負擔ヲ輕減ノ方ニ向ケテ貫ヒタイト云フ希望ヲ述ベテ、是亦當局カラ出來ルダケ希望ニ副フヤウニスルト云フ言明ガアッタト云フコトヲ報告セラレテ居リマス、是デハ政府ガ我ガ貴族院ノ特別委員會、又分科會等デ答ヘラレテ居ル所トハ著シク相違ガアルヤウニ本員ハ認メルノデアリマス、唯恐ル、憐レナル小學校教員ナルモノハ、己レ自身ガ優遇セラレルト云フ美名ヲ犠牲ニ供セラレテ、其金ハ町村ノ爲ニ他ノコトニ使ハレルヤウニナルト云フノデハナイカト云フコトヲ深ク心配スルノデアリマス、抑、會計規則ノ命ズル所ニ據リマス其第九條ニ斯様ナコトガアルノデアリマス、各省ノ豫定經費要求書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ更ニ各項中所要ノ金額ヲ各目ニ區分シ尙ホ必要ノ場合ニ於テハ番號ヲ以テ之ヲ細分シ又經費所要ノ理由ヲ計算ノ基ク所ヲ示スヘシトアリマス、必ズヤ文部省ハ此經費所要ノ理由ヲ計算ノ基ク所トヲ示シテ、大藏省ニ廻サレタノデアラウト思フノデゴザイマス、是ガ即チ大正七年度總豫算中、文部省所管第六款ノ一項ニ現ハレテ居ル小學校教員俸給國庫分擔金一千萬圓、小學校教員俸給國庫分擔金一千萬圓デアラウト思フノデアリマス、シマスレバ大藏大臣ハ此所要ノ理由ト、計算ノ基ク所ハ讀ンデ字ノ如ク國庫ガ、小學校教員俸給ノ支出ヲ分擔スルモノト認メラレテ同意セラレタノデアラウト存ジマスノデアリマス、果シテソレニ相違ナキヤ

否ヤ、又計算ノ基ク所ト云フノハ、ドウ云フコトニナツテ居リマセウト云フコトヲ伺ツテ見タイノデアリマス、然ルニ衆議院ガ此法律案可決ノ理由トスル所ハ、市町村負擔ノ輕減ガ主デアツテ、教育改良、然カモ小學校教員俸給トハ言ハズシテ、教育改良ト云フコトヲ言ウテ、是ガ從ニナツテ居ルノデアリマス、左様イタシマスレバ、豫算ニ示ス所ノ小學校教員俸給負擔金ト云フ豫算計上ノ目的ニ矛盾スル支出トナル譯デアリマスマイカ、少クトモ二重ノ目的ニ支出スルコトニナルノデアリマスマイカト疑フノデアリマス、更ニ法律案ニ付テ見マスルノニ、政府ノ原案ニハ、「市町村立小學校教員俸給國庫負擔法」ト表題ガアルノデアリマス、ソレヲ衆議院ハ「市町村義務教育費國庫負擔法」ト修正サレテ居ルノデアリマス、義務教育費トシタノハ、高等小學校ノ教員ハ國庫ガ負擔スルニハ及バス、全ク義務教育ニ屬スル所ノ尋常小學校ノ教員ノ俸給ノミヲ負擔スルガ至當デアルト云フ意味ヨリシテ、斯ク修正シタノデアルト云フ辯解ガアルカモ知レマセスガ、ソレナラバ本文ノ第一條第三條ノ修正ノ通りニ、此市町村立小學校ト云フ中ニ、尋常ト二字ヲ挿メバ澤山デアアル、矢張り表題モ「市町村立尋常小學校教員俸給國庫負擔法」ト修正サヘスレバ、寧ロ簡明デアツテ、趣旨モ能ク徹底スルデアラウト思フノデアリマス、ソレヲ殊更ニ「義務教育費國庫負擔法」トセラレタノハ、何カ此ニ眞意ガアルノデハナイカト云フコトヲ思フノデアリマス、義務教育費ト申シマスレバ、單リ教員ノ俸給バカリデハナイノデアリマス、義務教育費ト申シマスレバ、申ス迄モナク教員ノ俸給バカリト云フコトハ申サレナイノデアリマス、小學校諸般ノ設備或ハ消耗品ノ買入レトカ、即チ尋常小學校ヲ設立シテ行ク所ノ費用ハ皆此義務教育費ト云フコトガ申サレルノデアリマス、斯ウナリマスト謂ハユル負擔輕減ト云フ方ヘ益、緣ガ近クナリマシテ、教員俸給ノ増加ト云フ方ヘハ遠ザカル感ガアルノデアリマス、益、豫算ノ精神ヲ沒却スルコトニナルカノヤウニ考ヘマス、然カモ先ニモ申シマシタ通り、内容ノ各條ヲ見マスルト、唯一條ト三條トノ市町村立小學校ト云フ所ヘ尋常ノ二字ヲ加ヘラレテ是ト關連シテ末條即チ第五條ニ二項ヲ加ヘラレタト云フコトダケデアリマシテ、何等他ニ變タコトハナイノデアリマス、却ツテ表題ト内容トガ伴ハナイコトニナリ、表題ト中トハ殆ド伴ハナイコトニナリマシテ、甚ダ不完備ナ法案ニナッタヤウニ考ヘマスノデアリマス、以上述べ來リマシタ所ニ對シマシテハ、政府ハ如何ナル御考ヲ有セラレテ、衆議院ノ修正ヲ認メラレタ

ノデアリマセウカ、之ヲ更ニ約言シテ見マスレバ、第一政府ハ衆議院特別委員長ノ報告ヲ全然是認セラレタルヤ否ヤ、第二ニハ果シテ是認セラレタトスレバ、豫算ニ掲ゲラレマシタ所ノ費目ノ「小學校教員俸給國庫分擔金」ト云フ明確ナル文字ニ矛盾ハ致シテ居リハ致シマセヌカト云フコトヲ承ハリタイ、第三ニハ大藏省ハ蓋シ此費目通りノ理由ヲ以テ、即チ小學校教員ノ俸給ヲ分擔スルト云フ理由ヲ以テ、之ヲ豫算ニ計上スルコトニ同意セラレタノデアラウト存ジマスガ、衆議院特別委員長報告ノヤウナ趣旨ニ變更スルコトニナリマシテモ、尙ホ會計規則ノ示ス所ノ法規ニハ背カナイカ、又當初文部省カラ回付セラレタ所ノ計算ニ基ク所ニ違ハナイカ否ヤト云フ御意見ヲ、大藏大臣ヨリ承ハツテ見タイト思フノデアリマス、第四ニハ内務省ハ此機會ニ於テ市町村負擔ノ輕減ヲ圖ツテ、幾分ナリトモ市町村ノ稅制整理ノ實ヲ舉ゲタイト云フ意圖ヲ有シテ居ラレルト云フ說モ耳ニスルノデアリマスガ、果シテ其通りデアリマスヤ否ヤ、若シ其通りデアリマスとスレバ、小學校教員ノ俸給ニ充ツベク豫算ニ計上セラレタ國庫ノ支出金ヲ以テ、是等ノ間違ヒノ方面ニ向ツテ支出スルコトヲ失當トハ御考ヘニナリマセヌノデアリマセウカ、尙ホ附ケ加ヘテ申シマスルガ、若シ市町村ノ負擔ヲ輕減シヤウト云フコトナラバ、名ヲ教育費ノ國庫支辨ニ藉ラズトモ、他ニ幾ラモ方法ハアルノデアリマス、ドウ考ヘマシテモ、此表題ノ下ニ豫算ヲ要求サレテ居ル以上ハ、全然小學校教員ノ俸給ニ使用セラレネバナラスト云フコトヲ我々ハ深ク信ジマスルガ故、斯様ナ疑問ヲ生ジマスルカラ、右ノ疑問ニ付キマシテハソレノ當局ノ各大臣ヨリ、明確ナル御答辯ヲ煩ハシタク存ジマスノデアリマス

〔國務大臣岡田良平君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今阪本君カラ御尋ノゴザイマシタ點ニ付テ御答ヲ申シマス、第一ノ阪本君ノ御尋ハ衆議院ノ本議場ニ於キマシテ、委員長ノ報告ニ關係イタシテ居リマス點デアリマス、此席デ御讀上ゲニナリマシタ委員長ノ報告ニ對シテ、當局者ガ同意デアルヤ否ヤト云フコトノヤウデゴザイマス、是ハ衆議院ノ委員會ニ於キマシテ、或ル一人ノ委員カラ質問ガ起リマシテ、ソレニ對シテ私カラ答辯ヲ致シタ、其事柄ヲ委員長ガ本議場ニ於テ報告ヲ致シタノデゴザイマス、其委員ノ質問モ左様ニ簡單ナ言葉デハナカツタノデアリマス、又ソレニ對スル私ノ答モ左様ニ簡單ナル言葉デハゴザイマセヌノデアリマス、故ニ願ハクハ此委員會ニ於ケル所ノ速記ヲ御覽ヲ願ヒタイ

ト思ヒマス、此速記ヲ御覽ニナリマスルト、其委員ノ質問シタ趣旨モ能ク明瞭ニ分リマスルシ、又私ノ之ニ對シタ答辯モ十分ニ明瞭ニ分ルノデゴザイマス、其答辯ノ趣旨ハ決シテ過般來貴族院ノ豫算委員總會其他ノ場合ニ於テ御答イタシマシタ趣旨ト、少シモ矛盾イタシテ居リマセヌデアリマス、然ラバ衆議院ノ委員長ノ報告ハ是ト齟齬シテ居ルヤ否ヤト云フコトデアリマスルト、決シテ齟齬ハ致シテ居リマセヌガ、唯言葉ガ簡單デゴザイマスルガ故ニ、其意ヲ十分ニ盡シテ居ラスト云フコトハアルダラウト思ヒマス、併シ間違ッテハ居リマセヌカラ、私ハ強ヒテ之ニ向ッテ訂正モ何モ申込マナイデアリマス、其趣旨ト云フモノハ繰返シテ申シマスル通りニ、此國庫カラ支出ヲ致シマスルノハ、一方ニ於キマシテハ教育ノ改善ヲ眼目ト致シテ居ルノデゴザイマスケレドモ、併ナガラ此教育ノ改善ト云フコトト、教育費ノ負擔ノ輕減ト云フコトハ相悖ルモノデナイト云フ考ノ下ニ計畫ヲ致シテ居ルノデゴザイマスルカラ、ソレ故ニ此委員長ノ報告ノ趣旨モ、亦委員會ニ於キマシテ答ヘタ所モ、其精神ニ於テハ齟齬ハ致シテ居リマセヌデアリマス、委員長ノ報告ニハ、成ルベク多額ノ負擔輕減ノ目的ヲ達スルヤウニト云フコトヲ申シテ、當局者ニ於テモ成ルベク御希望ニ叶フヤウニシヤウト云フ御答ヲシタト云フ風ニ、唯今阪本君ハ御讀ミニナリマシタガ、其通りデゴザイマシテ、此成ルベクトカ、出來ベキダケトカ云フヤウナ言葉ハ、簡單ニ申シマスルトソレダケデアリマスルガ、其成ルベクトカ、出來ベキダケト云フコトノ内容ヲ十分ニ明カニスル爲ニハ、委員會ノ速記ヲ御覽下サイマスルナラバ十分ニ分ルデアリマス、或ハ阪本君ハ此委員長ノ報告ヲ御覽ニナリマシテ負擔輕減ガ主デアッテ、教育ノ改善ト云フコトハ從デアルト云フヤウナ御解釋ヲ御取リニナッテ居ルヤウデアリマス、是ハ委員會ニ於キマシテモ何方ガ主デアッテ、何方ガ從デアアルカト云フヤウナ質問ガ出タノデ、私ハソレニ向ッテ主ダノ從ダノト云フコトハ是ハ言フコトハ出來ナイモノデアラウト云フコトヲ申シタノデアリマス、デアリマスルカラ、主從ト云フガ如キ關係ハ少シモ無いノデゴザイマス、次ハ第二ハ會計法ニ關スル御尋デゴザイマシタガ、是ハ過般豫算委員會ニ於テ阪本君ガ御尋ニナリマシタ、私カラソレニ對シテ御答ヲ申上デマシタ事柄デゴザイマスルガ、此市町村立小學校教員俸給國庫負擔法ニ於キマシテ定メマシタ所ノ其國庫ノ支出金ヲバ、若シモ此法律ノ規定ニ違ッタ目のニ使ヒマシタナラバ、是ハ無論會計法違反デゴザイマセウ、是ハ申スマデ

モナイコトデアリマス、併ナガラ是ハ他クマデ第一條ノ規定ニ依リマシテ、俸給ニ要スル費用ヲ國庫カラ支出イタスノデアリマス、サウシテ其支出ノ仕方ト云フモノハ、第三條ニ依リマシテ之ヲ分配イタスノデアリマス、ソレ故ニ若シモ之ヲ俸給以外ノ費用ニ使ヒマシタナラバ、是ハ會計法違反デゴザイマセウ、無論疑ノナイコトデゴザイマスルガ、此支出金ハ總テ是ハ俸給ニ使フノデゴザイマス、唯此俸給ヲ是マデ町村カラ支出イタシテ居リマシタモノヲ、一部國庫ノ支出ト云フコトニナリマスルカラ、即チ是マデ町村ノ支出シテ居ッタモノガ、幾ラカ不用ニナル、即チ浮イテ參ルト云フコトノ結果ガ生ジテ參ル、其浮イタ所ノ費用ヲ他ノ目的ニ使用イタスト云フコトニナリマシタ所ガ、何等會計法違反ニナリマセヌノデ、若シモ政府カラ交付イタシタ所ノ金ヲ、町村ノ納稅者ニ分配デモ致スト云フヤウナコトデアリマシタナラバ、是ハ無論會計法違反デゴザイマセウ、左様デハナクテ、矢張り之ヲ俸給ノ中ニ入レマス、俸給ガ國庫カラ幾ラカ出タ爲ニ、町村カラ支出スル所ノ分ガ幾ラカ浮キマスルガ故ニ、之ニ依ッテ町村ガ肩ヲ休メルト云フ意味モ出マセウ、ソレハ先刻既ニ説明イタシマシタ、既ニ力以上支出イタシテ居ル町村モ隨分多イノデアリマスカラ、左様ナ町村ニ於キマシテハ、國庫ノ支出金ガアリマシタナラバ、必ズソレニ對シテ幾分カ其村ノ負擔ト云フモノガ輕クナルト云フコトガゴザイマセウカラ、ソレヲ以テ納稅者ノ肩ヲ休メルト云フコトガ結果トシテ起ッテ參ルノデアリマス、左様ナル結果ガ生ジマスカラト申シテ、是ハ決シテ豫算ノ支出ノ目的ニ違反シテ居ル支出デナイノデアリマスルカラ、會計法ノ問題ハ決シテ起ラスト存ジマスノデアリマス、又序ナガラ御答ヲ申シテ置キマスルケレドモ、内務省ノ側ニ於テ此市町村ノ教育費ノ一部ヲ國庫ガ負擔スル、此機會ニ於テ町村ノ稅制ノ整理ヲヤルト云フヤウナ意味モアリハセヌカト云フ御尋デアリマスケレドモ、是ハ教育會議ノ決議ニ於キマシテモ希望トシテ教育會議ノ方デ陳述イタシテ居ル事柄デアリマス、即チ唯今マデ力以上ニ負擔ヲシテ居ル所ノ町村ナドニ於キマシテ、此國庫ノ支出金ヲ得マシタ爲ニ、幾分肩ヲ休メルコトガ出來マスナラバ其村ニ於テ無論稅制ノ整理、其村ノ經濟ノ整理ト云フモノヲ致スベキハ當然デゴザイマスルノデ、教育會議ノ希望モ茲ニアリマスルノデ、内務省ト致シテ此點ニ於テハ無論努力イタスコトト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ次ノ第三ハ、衆議院ニ於キマシテ此法律ノ表題ヲ改メタコトニ付テ、阪本君ハ大層深イ御懸念ヲ以テ御

解釋ニナッタヤウデアリマスルケレドモ、是ハ何等ノ意味ハナイノデアリマス、義務教育費國庫負擔ト申シマスル言葉ハ、ハ教育社會ニ於キマシテモ、其他ニ於キマシテモ多年稱ヘラレテ居リマス所ノ言葉デアリマシテ、或ハ衆議院ナリ、或ハ貴族院ナリニ出シマス所ノ請願ナドニモ、此義務教育費國庫負擔ト云フガ如キ言葉ハ度々繰返サレテ居ル言葉デ、誠ニ意味ガ明カニ分リ切ツテ居ル言葉ニナツテ居リマスノデ、衆議院ニ於キマシテハ即チ其譯ヲ以テ法律ノ表題ト致シタノデアリマス、是ハ小學校ノ教員俸給國庫負擔法トアレバ教員ノ増俸ニ充テルト云フ目的ガ分ツテ居ル、義務教育トシタガ爲ニ、義務教育費ト云ヘバ俸給以外ノ費用ヲ含ムノデアルカラ、是ハ教員ノ俸給以外ノ費用ヲモ是カラ支辨スルト云フヤウナ、サウ云フ目的ヲ以テ此法律ノ表題ヲ改メタノデハナイカト云フ御懸念デゴザイマシタガ、ソレハサウ云フ譯デナイ、假令表題ガ義務教育トゴザイマセウガ、其他ノ表題ガ使ツテゴザイマセウガ、此千萬圓ノ政府支出金ヲ使用イタスノハ茲ニ規定シテアリマスル所ノ五箇條ニ依ツテ之ヲ支出イタスノデゴザイマスカラ、假令法律ノ表題ハ如何ニアツテモ、第一條第三條ノ尋常小學校云々トアリマスカラ、無論尋常小學校ノ俸給ノ一部ニ之ヲ使用スルト云フコトハ、是ハ無論ノコトデ、決シテ此義務教育ト云フコトヲ法律ノ表題ニ使ツタト云フコトニ深い意味ハナイノデアリマス、唯之ヲ分リ良クスルト云フ趣意ニ外ナラスノデアリマスカラ、當局ニ於テモ其意味ヲ以テ同意シテ差支ナイト申シマシタ次第デゴザイマス

〔高崎親章君演壇ニ登ル〕

○高崎親章君 本員ハ本案ニ付キマシテ文部大臣ニチヨット質問ヲ致シタイト考ヘマス、抑 本案ノ成立ハ小學校教員ノ改善ヲ圖ルト云フ目的ニ出デタルコトハ曩ニ文部大臣ノ御説明ニ依リマシテモ明カデアリマス、然ルニ之ニ對シ此一千萬圓ノ金額ハ小學校教員ノ俸給ニ充ツルモノデアルカ、或ハ町村ノ負擔ノ輕減ニ充ツルモノデアルカ、何ンデアルカト云フ質問ハ過日豫算委員會ニ於テ豫算案ニ付テ屢 質問ノ出タ問題デアリマシテ、唯今モ仁尾君、阪本君ノ御議論ニモ其意味ガアルノデアリマス、本員ノ解釋デハ第一條ニ「市町村立小學校ノ正教員及准教員ノ俸給ニ要スル費用ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス」此俸給ニ要スル費用ト明カニ書イテアリマス、此外ニ支出スルコトノ出來ナイ法案デアルノデ、即チ第一條ヲ受ケマシテ、第二條ニ「前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度千萬圓ヲ下ラサルモノトス」

之ヲ元ニ戻シテ解釋シマスレバ、此一千萬圓ハ小學校教員ノ俸給ニ充ツルノデアル、斯ウ明瞭ニ書イテアリマス、此外ニ決シテ議論ハナイ筈デアリマス、勿論此法案ノ出ル所以ハ、唯今申シマスル通り小學校教員ノ改善ヲ目的ト致シタモノデアリマシテ、即チ我が國民ノ基礎、大和民族ノ精神ヲ固ムル初等教育時代ノ大切ナル訓育ヲ司ル所ノ小學校教員ニ對シテハ、相當是ガ改善ヲ行ハナケレバナラスト云フコトハ、十數年來ノ懸案デアリマシテ、今初メテ茲ニ此法案ガ現ハレタト云フコトハ喜ブベキコトデアアルノデアリマス、然ルニ私ガ唯今文部大臣ニ質問ヲ起サムトシテ居ル所ノモノハ、此法案ノ第四條デアリマス、第四條ニ「文部大臣ハ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ資力薄弱ナル町村ニ對シテ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得」ト斯ウ書イテアリマス、此増加ト云フ二字ニ對シ私ハ疑ヲ抱クノデアリマス、此増加ト云フコトガアリマスレバ、其本ガナクテハナラナイ、其本ハ何處カト云フト、即チ第一條ニ還リマシテ俸給デアリマス、其俸給ヲ増加シテヤル、即チ薄弱ナル町村ノ教員ノ俸給ハ之ヲ特ニ増加シテヤル、斯ウ云フコトニナリマス、茲ニ疑ヲ挾ムノハ、從來實際ニ於テ薄弱ナル町村ノ小學校教員ノ俸給ハ其俸給額ガ低位、即チ低位位置ニアッタノデアリマセウカ、如何デアルカ、例ヘバ三十圓ノ俸給ヲ一般ガ受ケテ居ルニ對シ、同位置ニアル教員ガ……薄弱ナルガ故ニ是ガ今マデ二十圓受ケテ居ルニ對シ、故ニ後トノ十圓ハ此増加ト云フ事柄デ、即チ之ヲ補フテヤル、斯ウ云フ趣意ナラ聞エテ居リマス、併ナガラ本員ハ左様ニ見マセス、如何ニ薄弱ト雖モ矢張り教員其人ニ對シテ、他ト同様ニ三十圓ハ三十圓給シテ居ッタニ違ヒナイ、若シ三十圓ハ三十圓給シテ居ッタトスルナラバ、此薄弱ナル町村ニ此度ヨリ特ニ増加スルコトニナリマスルト、世間一般ノ普通ノ教員ヨリハ、此一千萬圓ノ餘澤ヲ餘計ニ受ケルト云フ結果ニナリマス、是ガ即チ疑ノ點デアリマス、若シサウデナイ、矢張り他ト同様ニ薄弱ナリト雖モ三十圓ハ三十圓給シテ居ッタトスルト、此第四條ハ甚ダ意味ヲナサスコトニナリマス、茲ニ於テ或ハ是ハ俸給バカリデハナイ、外ノ教育費ノ補助ニ充テルカラ此四條ハ是デ宜シイ、斯ウ云フ說ガアルト即チ第一條ニ戻リマシテ、第一條ノ俸給ノ爲ニ支出スルト云フ本案ニ全ク違背スルコトニナルノデアリマス、斯様ニ此法案ヲ味ウテ見マスルト、此法案ハ殆ド法律ノ體ヲ成サナイト云フコトニナリマス、是ガ甚ダ疑ノ點デアリマスガ、此點ヲ文部大臣ヨリ審カニ御説明ヲ願ヒタイ、即チ第一條ハ俸給ニ支出

スルノデアアルガ、第四條ノ此増加ト云フモノハ、其俸給ニ増加スルノデアアルカ、俸給ニ増加スルト云フト、是マデ實際ニ於テ貧弱ナル村ノ教員ハソレダケ低イ給料ヲ受ケテ居ッタノデアアルカ、是ガ即チ私ガ御尋ネスル所ノ目的デアリマス、若シ過日來豫算委員會ニ於テモ本席ニ於テモ屢々質問ノアリマスル通り、此俸給ノ外ニ町村ノ教育費補助若ハ町村費ト云フモノノ負擔輕減ヲナス所ノ目的デアルト云フモノデアリマシタナラバ、此法案ハ即チ羊頭ヲ懸ケテ狗肉ヲ賣ルト云フ意味ヲナスノデアリマス、左様ナコトハ決シテナイ筈デアリマスルガ、甚ダ過日來ノ質問ヤ何カニ付キマシテ考ヘマスルト疑ガアリマス、故ニ此説明ヲ明カニ願ヒマス

〔國務大臣岡田良平君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今御尋ネニナリマシタ高崎君ノ御質問ハ第四條ニ主トシテ關係ヲ致シテ居ルコトデアリマス、前段ニ高崎君ノ御述ベニナリマシタコトニ付テハ、當局者ニ於テモ全ク同様ノ意見ヲ有ッテ居ルノデアリマス、即チ此一千萬圓ヲ支出イタシマスル其千萬圓全部俸給ニ充テルト云フコトハ是ハ無論ノコトデアリマス、即チ第一條ニ是ハ明記シテアルコトデゴザイマス、デ過般來或ハ負擔ノ輕減トカ、民力休養トカ云フコトガ色々出マシタクレドモ、是ハ詰リ先刻申シマス通り間接ノ結果デゴザイマシテ、直接ニハ俸給ニ向ッテ之ヲ支辨イタスノデゴザイマス、俸給ニ向ッテ之ヲ支出イタシマスカラ、ソレガ爲ニ從來町村ニ於テ俸給ヲ支出シテ居ッタ所ノ費用ガ幾ラカ浮イテ參リマスカラ、是ガ即チ間接ノ負擔輕減ニ當ル、斯ウ云フ結果ニナリマスルノデ、直接ノ結果ハ無論是ハ教員ノ俸給ニ充テルト云フコトガ法律ノ第一條ニ規定シテアリマスル通りノ次第デアリマス、是ハ高崎君ノ御述ベニナリマシタ通りデゴザイマス、デ第四條ニ付テ高崎君ノ御疑ハ「資力薄弱ナル町村ニ對シテ特ニ増加スルコトヲ得」ト斯ウアル、ソレハ増加スルトアレバ其本ガアルニ違ヒナイ、其本ニ對シテ増加スルト云フ御話デアリマシタガ、是ハ勿論ノコトデゴザイマス、併ナガラ其本ガデス、是ハ少シ高崎君ノ御解釋ガ此法律ノ趣旨ト違ッテ居リマス、此「増加スルヲ得」ト云フノハ、第一條ニ對シテ増加スル意味デハゴザイマセスノデアリマス、第三條ニ對シテ増加スル意味デアリマス、即チ一般ノ町村、貧弱ナル町村ト又富裕ナル町村トノ區別ナク、一般ニ第三條ニ依リマシテ九百萬圓ダケハ分配ヲ致スノデアリマス、而シテ其殘リノ十分ノ一、即チ百萬圓ト云フモノノ其分

配支出ハ、特ニ貧弱ナル町村ニ向ッテ之ヲ交付イタス、斯ウ云フコトニナリマスルノデ、即チ第一條ヲ本トシテ、其俸給ト云フモノニ増加スル意味ニアラズシテ、第三條ノ交付金ヲバ特ニ此率ヲ増シマシテ交付イタス、斯ウ云フ趣意デアアルノデゴザイマス、斯様ニ申シマシタナラバ、唯今御尋ニナリマシタコトハ御了解下サルコトト存ジマスルノデアリマス

○高崎親章君 文部大臣ノ御答ニ付テチヨット一言申シタウゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス

○高崎親章君 唯今文部大臣ノ御説明ニ依リマス、第四條ノ増加ト云フコトハ、第一條デハナイ第三條ニ對シテ増加スルト、斯ウ云フ意味デアルト云フ御説明デアリマスルナレドモ、第三條ニハ「國庫支出金ハ第四條ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ除キ」ト斯ウ書イテアリマス、此明文ハ第三條ハ別ノ物デアアル、ト斯様ニ解釋シナケレバナラヌト思ヒマスガ、彼是問答ヲシマスト長クナリマスカラ、尙ホ本員モ講究ヲ致シマス、此意見ダケヲ申上ゲマス

〔國務大臣岡田良平君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(岡田良平君) 御尋ノ通りニ第三條ニ「第四條ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ除キ」トゴザイマスガ、其除キマスルノハ即チ千萬圓ノ中ノ百萬圓ダケハ除イテ、其九百萬圓ダケハ即チ第三條ノ率ニ依リマシテ、貧富ノ差別ナク各市町村ニ分配イタシマスルノデ、サウシテ第四條ニ依リマシテ、資力薄弱ナル町村ニ對シテニ交付金額ヲ増加スルノデアリマス、即チ教員ノ俸給ヲ増加スルノデナイ、交付金ヲ第三條ノ一般ノ率ニ依ッテ交付スル其上ニデス、増加交付スルコトガ出來ル、斯ウ云フ趣意デアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 阪本君ニ伺ヒマス、尙ホ政府ニ御質問ノ御希望ガアルノデアリマスカ

○阪本之助君 實ハ唯今後ニ御尋ネノ二箇條ハ大藏大臣、内務大臣、兩大臣ノ御答辯ヲ得タイト希望イタシマシタクレドモ、文部大臣ガ御述ベニナリマシタノデ、兩大臣モ御聽キニナッテ居リマシタカラ、兩大臣モ即チ斯ク御信ジニナッテ居ルコトト看做シテ、文部大臣ノ御答ハ即チ兩大臣ノ御答ト存ジマシテ、モウ重ネテ伺ヒマセヌ

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔岡書記官朗讀〕

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案特別委員

伯爵林 博太郎君 子爵牧野 忠篤君

男爵本多 政以君 澤柳 政太郎君

杉田 定一君 湯淺 倉平君

江木 千之君
阪本 鈺之助君
堀 正一君

○議長(公爵德川家達君) 御異議ガナケレバ、第五、第六ノ法案ハ同一委員ニ付託セラレマシタカラ、委員會ノ報告ハ東ネテ委員長ヲ煩ハシタイト存ジマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 第五、鐵道敷設法中改正法律案、第六、足尾鐵道及有馬輕便鐵道買收ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ〕
鐵道敷設法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正七年二月二十六日

右特別委員長

侯爵細川 護立

貴族院議長公爵德川家達殿

足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案

右別冊ノ通修正セリ依テ及報告候也

大正七年二月二十六日

右特別委員長

侯爵細川 護立

貴族院議長公爵德川家達殿

(委員ノ修正)

足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案

第一條 政府ハ現ニ借入使用スル足尾鐵道株式會社所屬ノ鐵道及有馬輕便鐵道株式會社所屬ノ輕便鐵道ヲ買收ス

第二條 前條ノ鐵道及輕便鐵道買收ノ期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條 買收價額ハ買收ノ日ニ於ケル鐵道又ハ輕便鐵道ノ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

前項ノ建設費ハ政府カ借入契約ニ依リ建設改良又ハ補充ノ爲支出シタル工事費ヲ控除シタルモノトス

第四條 買收代價ハ政府ノ定ムル價格ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス

政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ前項ノ公債ヲ發行スルコトヲ得
第一項ノ場合ニ於テ特ニ要求アルトキハ現金ヲ以テ買收代價ヲ交付スルコトヲ得

〔侯爵細川護立君演壇ニ登ル〕

○侯爵細川護立君 唯今日程ニ上ボリマシタ第五、第六ノ中、第一ノ鐵道敷設法中改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告イタシマス、本案ノ改正ノ要點ハ三點ゴザイマス、第一ハ新タニ豫定線ニ加ヘマシタ爲、及本鐵道ヲ輕便鐵道ニ變更ノ爲ニ削除イタシマシタモノ、即チ第二條中ノ改正ゴザイマス、第二ハ新タニ第一期線ニ追加スル、即チ第七條中ノ改正ゴザイマス、第三ハ明治四十二年法律第六號帝國鐵道會計法發布ノ結果ト致シマシタ條文中不用ニナリマシタ箇條、即チ第四條及今日既ニ法案中ニ記載スル必要ノナイ第八條、第九條ノ削除ゴザイマス、委員會ニ於キマシタハ數回ニ互ル審議ノ結果、本案ハ即チ衆議院デ修正サレマシタ通りニ可決サレマシタ次第デゴザイマス、唯今委員會ニ於キマシタノ質問ノ大要ヲ御紹介ヲ致スベキ順序デゴザイマスガ、其多クハ將來ノ計畫、又ハ四國線其他ニ於ケル比較線ノ經費、距離等數字ニ互ルモノガ多イ爲ニ、茲ニ殊更省略ヲ致シマス、唯質問應答ノ間ニ於キマシテ、四國觀音寺線ニ付キマシテハ、政府ハ飽ク迄モ提出案ノ……政府ノ提出案ヲ最善ナルモノト認メラレマシテ、之ガ維持ニ努メラレマシタルコトハ、茲ニ特ニ附加ヘテ置キタイト存ジマス、採決ニ方リマシテ二三委員ヨリ意見ヲ述ベラレマシタ、之ヲ簡單ニ御紹介イタシマス、一委員ハ四國線ニハ數箇ノ比較線ガアル、而シテ自身ハ觀音寺線ヲ最モ良イト認メテ、鐵道會議ニモ之ヲ賛成イタシタノデアル、併ナガラ今日ニ於テ觀音寺線ガ果シテ最上ノモノデアルカ否カハ尙ホ考慮ヲ要スベキ餘地ガアルノデアアル、而シテ今日衆議院案ニ從ッテ置クトスルモ、幸ヒ政府ニ於テ計畫スル所

が大正十年以後デアルカラシテ、其間ニ尙ホ十分調査スル時日ガアルカラシテ、自分ハ今日ハ衆議院案ニ從フノデアルト云フ意見デアリマス、而シテ其外ニ上越鐵道ニ於テ清水越ノ比較線、或ハ高山線ニ於テ越中伏木ニ連絡スベキ鐵道ニ對スル希望ヲ述ベラレマシタノデアリマス、次ニ或ル委員ハ琴平觀音寺ノ二線ヲ比較サレマシテ、其水界ニ於ケル「レール」ノ高サ「トンネル」ノ哩數、或ハ四十分ノ一勾配ノ長短等專門的ニ述ベラレマシタ、大體ニ於テ觀音寺線ヲ好良ト認メル、併ナガラ觀音寺線ノ不都合ナ點デアル、之ヲ除クコトヲスレバ觀音寺線ヲ十分ニ良イト認メル、而シテ政府委員モ述ベラレマシタ如ク、此鐵道敷設マデハマダ時間ガアルノデアルカラ、政府ニ於テ尙ホ十分ニ慎重ニ調査サレタガ宜イト云フ意見デアッテ、自分ガ本案ニ賛成ヲ致スノハ琴平線ヲ良イト見テ賛成スルノデナイト云フ御意見デアリマス、又或ル委員ハ本案ハ既ニ衆議院ニ於テ非常ナル多數ヲ以テ修正ヲサレタノデアアル、而シテ自分ニ於テモ與ヘラレタ材料ニ依リ、其他十分ニ調査ヲシタ所ガ、琴平線ノ方ガ良イト認メル、ソレ故ニ自分ハ衆議院案ニ同意スル、斯ウ云フ意見ガアリマシタ、而シテ採決ノ結果ハ前ニ申上ゲマシタ如ク、全會一致ヲ以テ本案ハ可決イタシタ次第デゴザイマス、次ニ足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買収ニ關スル法律案ニ付キマシテ、委員會ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ御報告イタシマス、本案ニ於テ買収サレマスル足尾鐵道及有馬輕便鐵道ハ、足尾鐵道ハ二十八哩六分、有馬鐵道ハ七哩六分デアリマス、何レモ現在政府ニ於テ借入レ使用シテ居ルモノデアリマス、管理運輸其他ノ點ヨリ之ヲ國有トスルガ便利デアルト云フ理由デアリマス、而シテ何レモ其建設費以內デ買収スル、建設費ハ足尾鐵道ニ於テハ二百五十八萬三千二百八十六圓、有馬鐵道ニ於テハ三十八萬六千二百二十一圓デアリマス、本案ニ付キマシテ質問ノ一二ヲ申上ゲマス、第一足尾鐵道ニ於テハ殆ド一ノ鑛山専門ノ如ク自分ハ思フ、然ルニ之ヲ國有トスル理由ハドウ云フ理由デアルカ、ソレニ對シテ政府ハ足尾鑛山カラ出ル鑛物ノ多數ハ鐵道院ノ線路ヲ通ジテ各線ニ輸送サレル、而シテ本鐵道ニ於テ輸送スル物資ハ必ズ足尾ノミデナイト云フ答デアリマシタ、又或ル委員ハ既ニ足尾鐵道ヲ政府ニ於テ買収スル以上ハ日光トノ連絡ヲ圖ラナケレバナラス、而シテ是ガ設計經費等ノ調査ヲ提供スルコトヲ希望サレマシテ、且ツ此工事ハ難工事デアアルガ有望ナルモノト認メル、政府ニ於テ近キ將來之

ヲヤル決心ガアルカドウカ、政府委員ハ調査ヲ示サレマシテ、政府ニ於テモ許ス範圍ニ於テ之ヲ架ケル希望ヲ持ッテ居ルト云フ答デアリマシタ、採決ニ至リマシテ別ニ意見ノ多クハゴザイマセヌ、而シテ新庄子爵ヨリ修正ノ動議ガ出マシタ、ソレハ既ニ諸君ノ御手許ニアルト存ジマスガ、ソレハ第一條及表題ノ有馬輕便鐵道ノ中ノ「輕便」ト云フ二字ヲ削除スルノデアリマス、其理由ハ本來、有馬輕便鐵道ナルモノハ存在シテ居ラスノデアリマス、鐵道ノ實體ハ輕便鐵道デアリマスケレドモ、登錄サレテ居リマス會社ノ名ハ有馬鐵道デアリマス、ソレ故ニ當然是ハ有馬鐵道ト修正シナケレバナラスト云フ御意見デアリマス、鐵道院當局ニ於キマシテモ全ク其誤ッテ居ルノヲ認メラレマシテ、何等カノ方法ニ依ッテ、訂正ノ希望ガアッタヤウデアリマス、委員會ニ於キマシテハ、本案ハ既ニ衆議院ヲ通過シテ居ルモノデアリマスカラ、之ヲ新庄子爵ノ動議ノ如ク第一條及表題中ノ「輕便」ノ字ヲ修正スルヲ適當ト認メマシテ、全會一致ヲ以テ可決シタ次第デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 此際、念ノタメ諸君ニ申上ゲマス、委員長報告ハ兩案束ネラレマシタガ、問題ト致シマスノハ第五ノ法案ノミト御承知ヲ請ヒマス

〔鎌田勝太郎君演壇ニ登ル〕

○鎌田勝太郎君 極メテ簡單ニ政府ヘ向ッテ質問イタシマス、唯今特別委員長ナル細川侯爵ヨリノ御報告ニ依リマスケレバ、此鐵道敷設法ノ改正中ニ於ケル四國線ニ對スル意見ハ、衆議院ノ削除説ニ御同意ニナッタト云フコトデアリマス、而シテ其同意サレタル意思ハ委員ノ中デ種々アリマスケレバ、要スルニ此線ハ必要デアルガ、比較線ガ多數アルガ故ニ、政府ニ於テ今一應比較線ノ調査ヲサレテ、サウシテ更ニ提出アリタイト云フコトノ意思ニ外ナラスコトデアリマス、而シテ其削除説ニ委員會ハ全會一致ヲ以テ決定サレタコトデアリマスカラ、本會ニ於テモ此委員會ノ決定ハ通過スルコトデアラウト豫想ガ出來ルノデアアル、元來此四國線ハ最モ緊要ナル線路デアリマスケレバ、第一期豫定線トシテ夙ニ掲上サレテ居ルノデアアル、然ルニ今マデ事實敷設ニ至ラナシタルコトハ、四國人民ニ於テ甚ダ遺憾トスル所デアアル、故ニ毎年此貴衆兩院ニ向ッテ四國人民ヨリ速成ノ請願ガ澤山出テ居リマス、然ルニ未ダ敷設ニ至ラズ、本年漸ク豫算ニ計上サレテ、議會ニ上リタルコトハ地方人民ガ喜ンデ居ル所デアリマスガ、不幸ニモ又削除サレタシテ居リマス、併ナガ

ラ其削除ハ不必要ノ理由デナクシテ、比較線ノ長短ヲ調査スル爲ノ否決デア
リマスカラ、大ニ絶望ハ致サナイヤウデアリマス、此處デ政府ニ質問イタシ
タイノハ、此線路ハ政府ハ更ニ調査ヲシテ、此次ノ議會ニ必ズ御提出ニナル
ト云フ意志ヲ有シテ居ルカドウカ、此一點ヲ御尋ネスルノデアル、此次ノ議
會ニ必ズ提出ヲスルト云フ意志ヲ有テ居ラル、ノカト云フコトヲ明瞭ニ御
答辯ヲ願ヒタイノデアル

〔政府委員男爵後藤新平君演壇ニ登ル〕

○政府委員(男爵後藤新平君) 唯今鎌田君ノ御質問ノ四國線ノコトニ付キマ
シテハ質問者ト同一ノ意見ヲ有ッテ居リマス、質問サレル鎌田君ノ御意見ハ、
若シ此調査ヲ爲スト云フコトヲ決定サレマシテモ、或ハ之ガ爲ニ遂ニ四國線
ノ建設ノ遷延ヲ來ス原因トナラヌカト云フコトヲ御懸念ニナッタヤウデアリ
マスガ、是ハ必要ナル線デアリマスカラ、政府ハ此線ノ調査ヲ致シテ提出ス
ルコトヲ猶豫シナイヤウニ致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 休憩

午後零時二分休憩

午後一時十分開會

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ午後ノ會議ヲ開キマス、男爵島津久賢君

〔男爵島津久賢君演壇ニ登ル〕

○男爵島津久賢君 本員ハ先刻委員長ヨリ御報告ニナリマシタルコトニ付キ
マシテ何等異議ヲ有シテ居ル者デゴザイマセヌガ、先程鎌田君ヨリ幾分御議
論ヲ御交ゼニナリマシテ、當局ニ御質問ニナリマシタルコトニ付キマシテ、
且又委員會ニ於キマシテモ相當論議セラレマシタル問題デゴザイマスルガ、
先程委員長ノ報告ノ中ニ或ル委員ノ如キハ觀音寺線ハ宜イノデアル、斯様ノ
ヤウニ御話シニナッタノモアリマスルガ、ソレヲ以テ鎌田君ヨリハ政府委員
ニ、來年ソレヲ實施スルヤ否ヤト云フ御質問ニナッタドラウト考ヘマス、イロ
イロ此問題ニ付テハ議員諸君ニ於キマシテモ、アレヤ是レヤト御取沙汰ニナ
リマスシ、又御議論ニナル問題デゴザイマスルガ故ニ本員ハ此問題ニ付キマ
シテ委員長ノ報告ニ賛成スル所以ヲ少シク申述ベタイト思ヒマス、暫時御清
聴ヲ願ヒマス、修正ヲ加ヘラレマシタル箇條ハ、四國縱貫線ニ於キマシテ讚
岐ノ琴平ヨリ阿波池田ヲ經由シテ土佐ノ高知ニ至ル線、是ハ明治二十五年以

來ノ豫定線ニナッテ居ル線路デアアルノデアリマス、ソレヲ此度政府ハ觀音寺ヨ
リ池田經由高知ニ至ル線ニ變更セラレ、而シテ琴平池田間ノ線路ヲ除カレタ
ノデアリマス、尙ホ觀音寺池田間ヲ第一期線ニ此度御編入ニナッテ御提出ニ
ナッタノデアリマス、然ル所衆議院ニ於キマシテハ以上ノ線路及事柄ヲ全部
削除シ修正シテシマッタノデアリマス、政府ハ然ル所貴族院ニ於キマシテ、此
修正案ニハ同意セズ……屢、委員會ニテモ御尋ネ致シマシタガ、斯様ニ御主張
ニナッタノデアリマス、併ナガラ本員ト致シマシテハ何等之ニ對シマシテ政府
ノ述べラレマシタ所ニ有力ナル御説トシテ承ハルコトガ出來ナイノデアリマ
ス、而シテ衆議院ニ於キマシテハ政黨政派ノ別ナク、謂ハユル御用黨ト稱ス
ルモノニテモ、殆ド大多數ヲ以テ全會一致ノ御削除デアッタノデアリマス故
ニ、此修正問題ハ政黨ノ黨略ノ爲ニナシタト云フガ如キコトハ全ク認めナイ
ノデアリマス、寧ロ政府ガ或ル政略ノ爲メナセシニアラズヤト云フ疑問サヘ
モ甚ダ多ク流布セラレタノデアリマス、併ナガラ本員ハ斯ノ如キ噂ニ於テ、
本案ヲ不信任ノ意味ニ於テ賛成シタ譯デアアリマセヌ、全ク此曼陀、鹽入兩
線ヲ比較シマスルノニ、曼陀線ガ鹽入ヨリモ最上ナリト云フコトノ一點ニ於
キマシテ、如何ニモ我々ニハ理解ノ出來ナイ所ガアリマス、詳シク申シマス
レバ、池田ヨリ師岡ノ所在地デアリマスル所ノ善通寺マデ、距離ニ於キマシ
テ兩線ヲ比較シテ見マシタナラバ、十四哩幾ラト云フ差ニナルノデアリマス、
時間ノ差ニ致シマシテ約四十分ノ差ガアルノデアリマス、ソレカラ乘客ニ致
シマシテモ約二倍、即チ一哩平均ニ致シマシテ二十四萬人ニ對シテ四十二萬
人ト云フ約數ニナルノデアリマス、貨物ノ上カラ申シマシテモ三ト二トノ割
合ニナルノデアリマス、即チ一哩ノ割合ヲ申シマスレバ、一萬一千噸ニ對シ
テ一萬六千噸、斯ノ如キ數ニナルノデアリマス、何レモ鹽入ノ方ガ曼陀ヨリモ
良イノデアリマス、唯々建築費ニ於キマシテ曼陀線ガ三百八十萬圓、鹽入線
ガ六百三十七萬圓ト云フコトデ、其差ガ約二百五十萬圓ニナルノデアリマス、
此建設費ノ差ノ約二百五十萬圓ト云フノガ、政府ハ勿論、委員ト、兩院ノ議員
ニ於キマシテモ、政府案ヲ固執サレル唯一ノ理由デアッタノデアリマス、併
ナガラ是ハ單ニ工事費ノ上ノ差デアリマシテ、先刻申シマシタル所ノ貨物旅
客ノ數ニ於テ利益ヲ得マスル所ノ事柄ハ少シモ見テ居ラレナイノデアリマ
ス、唯今政府ヨリ得マシタル所ノ材料ニ依リマシテ、此建設費ノ金利ノ差ヨ
リ見テ見マシタナラバ、尙ホ我々ハ非常ナ是ハ參考ニナルコトト考ヘマス、

固ヨリ是ハ政府ノ御調査ニ信ヲ置イテデアリマス、金利ヲ五分ト見マシテ八萬三千圓、五分五厘ト見マシテモ九萬五千圓ガ曼陀線ニ對シマシテ、鹽入線ノ一箇年ニ於ケル缺損ノ超過額トナルノデアリマス、甚ダ金額カラ申シマスレバ八九萬圓ト云フモノハ多イノデアリマセウカ、少イヤウニ見エマス、デアリマセウカ、是ハ其金ヲ支出シマスル元金ノコトヲ考ヘナケレバ判斷ガ出來ナイノデアリマス、時ニ今日ノ鐵道院ノ御世帶ハ中々御裕福デアルノデアリマス、大正元年以來ノ收入ヲ見マシテモ一億圓ヨリ下ルコトハナイノデアリマス、營業費ヲ差引キマシテモ、益金ニ於テ四五千萬圓ハ年々アルノデアリマス、昨年度ノ收入ハ未ダ決算期ニ至リマセヌカラ、其確定ハ無論政府トシテ御付キニナラヌ譯デアリマセウカ、伺ヒマスル所ニ依リマスルト、一億七千萬圓ハ收入ガアルダラウト云フ御答デアッタノデアリマス、從ッテ營業費ヲ差引キマシテモ、益金トシテハ以前五箇年間ノ其比較カラ申シマシテモ、遙ニ益金トシテハ殘金ガアルダラウト考ヘルノデアリマス、故ニ鐵道會計ヨリ年々縦ンバ八九萬圓ノ金ヲ御支出ニナリマス致シマシテモ、四國ノ鐵道經營ハ百年ノ計畫カラ申シマシタナラバ何デモナイノデアリマス、尙ホ曼陀線ハ法律案ノ改正トシテ政府ハ非常ニ御急ギニナッテ居ルヤウデアリマスルガ故ニ、其工事ニ御著手ナサルコトニ於キマシテモ必ズ其所ニ現ハレテ居ラナケレバナラスト思ヒマシタガ、是ハ思ヒノ外車輛費十七萬圓ヲ除キマシテ、豫算ニハ大正七年度、八年度九年度マデ何等計上シテナイノデアリマス、十年度ニ於キマシテ漸ク十萬圓、十一年度ニ於キマシテ八十萬圓、十二、十三ノ兩年度ニ於キマシテ百二十萬圓ヅ、最後ノ十四年ニ於キマシテ四十一萬圓、合計三百七十萬圓ノ繼續費トシテ御計上ニナッテ居ルノデアリマス、之ヲ見マシテモ、政府ハ緊急ヲ欲セザルモノノ如シト斷定イタシマシテモ、敢テ御辯明ハ出來スダラウト思フノデアリマス、最後ニ申述ベタイノハ、鹽入、曼陀兩線ニ於キマシテ、縱シ是ガ優劣何レニアルカト云フコトガ分リマセヌ場合ニ於キマシテモ、貴族院ニ於テ政府ガ御主張ニナリマスル修正案御反對ノ原案ニ復活スルト云フコトニデモナリマスルト云フコトデアリマスレバ、詰リ兩院協議會ニモカケナケレバナラスト云フコトニナルノデアリマスル、併ナガラ此兩院協議會ニカクベキコトデアリマシタナラバ、餘ホド重大ナル意義竝ニ徹底シタル所ノ理由ガナケレバ爲シ能ハザルモノデアウラト考ヘルノデアリマス、然ルニ未ダ何等モ發見イタサナイノデアリマス、尙ホ軍事問題

トシ地方問題トシ若クハ鐵道線路網ト致シマシテ考ヘマシテ、論議ハ種々ニ尙ホ盡サレヌ所デアラウト思ヒマス、ガ一々述ベマシテハ甚ダ長ク相成リマスルガ故ニ、終リニ於キマシテ何卒全會一致ヲ以チマシテ、委員長報告通り可決御確定アラムコトヲ希望イタシマシテ、此席ヲ降ル譯デアリマス

○議長(公爵德川家達君) 別ニ御發言モナイト認メマスニ依リマシテ、採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○侯爵細川護立君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○男爵中川興長君 賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス……全部委員長ノ報告通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○侯爵細川護立君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○男爵中川興長君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ御異存ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 第三讀會ヲ開キマス……第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 第六、足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案、本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○侯爵細川護立君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ……

○男爵中川與長君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス……全部委員長ノ報告通りデ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○侯爵細川護立君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ……

○男爵中川與長君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 第三讀會ヲ開キマス……第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 諸君ニ御諮リヲ致シマス、日程第七、第八ハ同一委員ニ付託セラレマシタカラ、報告モ束ネテ委員長ニ願ッテ宜カラウト考ヘマス、御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 朝鮮事業公債法中改正法律案、樺太事業公債法案、

政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

朝鮮事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正七年二月二十五日

右特別委員長

伯爵正親町實正

貴族院議長公爵德川家達殿

樺太事業公債法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正七年二月二十五日

右特別委員長

伯爵正親町實正

貴族院議長公爵德川家達殿

「伯爵正親町實正君演壇ニ登ル」

○伯爵正親町實正君 朝鮮事業公債法中改正法律案外一件ニ付キマシテノ、委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、此朝鮮事業公債法ハ朝鮮ニ於ケル事業費支辨ノ爲ニ公債ヲ發行シ、又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得ト云フ案デゴザイマスガ、今日マデニ議會ノ協賛ヲ經マシタ所ノ金額ハ九千六百萬圓デゴザイマス、是ニ此度七千二百萬圓ノ追加ヲ致シマシテ、一億六千八百萬圓ニ増加シタイト云フノ案デゴザイマス、ソレデ大正六年マデニ支出イタシマシタ所ノ額ガ八千七百萬圓餘ニナッテ居リマス、大正七年以後ニ於テ支出スベキ額ガ八千百萬圓ニナッテ居リマス、其此度ノ要求ニナリマシタ所ノ七千二百萬圓ハ何ニ使用スルカト申シマスレバ、是ハ全部鐵道ノ建設竝改良費ニ使用スル譯ニナッテ居リマス、其鐵道ハ何レノ方面ニ建設スルカト申シマスレバ、咸鏡線ノ内ノ永興ト云フ所ニ起リマシテ、楡城ト云フ所ニ達シマスル二百八十三哩餘ノ線路デゴザイマス、此咸鏡線ト申シマスルハ元山ヲ起點ト致シマシテ、日本海ニ面シマシタル海岸ヲ通りマシテ、北方ニ進ミマシテ、サウシテ此國境タル會寧ト云フ所ニ至ル線路デゴザイマス、是デ咸鏡南北兩道ノ縦貫線ニナリマスノデゴザイマス、而シテ將來此會寧ヨリ吉林ニ達シマスル線ガ出來マシタナラバ、吉長線ト聯絡ヲ付ケマシテ、是ハ將來國際交通

線ヲ成シマシテ、經濟上並ニ軍事上ノ最重要ナル線トナルノデゴザイマス、此線路ノ計畫ハ大正三年度ニ於キマシテ全部建設ノ計畫ヲ立テラレタノデハゴザイマスルガ、財政ノ都合上サウ云フ場合ニモ至リマセズシテ、先ヅ其一部タル、此内ノ一部分タル元山ヨリ永興ト云フ所ヘノ線ト、ソレカラ北方ノ極端ノ會寧ヨリ清津ト云フ所ニ至ル線路ダケガ敷設ニナリマシテ、是モ最早近クニ竣工ヲ告ゲムト致シテ居ル場合ニ立チ至ッタノデアリマス、ソレ故此度ノ要求ニ依リマシテ、其殘間タル永興ト楡城間ノ線路ヲ完成シタイト云フノデゴザイマス、其次ハ鎮海線デゴザイマス、是ハ馬山線ノ内ノ昌原ト申ス所ヨリ分岐イタシマシテ、鎮海灣ニ至ル所ノ線路デゴザイマス、是ハ十三哩、是ハ多少經濟上ニモ關係イタシテ居リマスルガ、主トシテハ軍事上ノ必要カラ起ッタ線路デゴザイマス、其次ガ平壤炭鑛線ノ延長デアリマス、是ガ七哩八分、是ハ平壤炭鑛線ノ内ノ終點タル美林ト勝湖里ト云フ所ニ達スル線路デアリマス、是ハ沿線ニ於キマスル石炭及鑛業ノ發展ヲ圖ル線路デゴザイマス、其他ハ車輛ノ増設、是ハ建設費ニ屬シマス、改良費ハ京釜線、馬山線、京義線ノ内ノ改良デゴザイマス、此京釜線、京義線ト申シマスモノハ、是ハ交通ノ主要幹線デゴザイマシテ、尤モ近時運輸數量モ激增イタシテ參ッタノデアリマスガ爲ニ、之ニ應ズル爲ニ諸所急勾配ノ所、並ニ小曲線ノ場所ヲ改良イタシテ、是ガ運輸ノ便ニ供スル目的デゴザイマス、ソレカラ尙ホ釜山ノ停車場モ改良イタシテ、此目的ニ應ジタイノデゴザイマスガ、何分同所ハ地域ガ狹小デゴザイマシテ、機車等ノ配線、貨物ノ積ミ降シ、倉庫等ヲ設ケマスル餘地モゴザイマセヌガ故ニ、ソレニ隣接シタ所ノ釜山鎮ニ於キマシテ、此所ノ停車場ヲ改良シテ此目的ニ副フヤウニ致シタイト云フコトガ重モナル目的デゴザイマス、其他諸所ニ少シジ、ノ改良ヲ施シマス、大體ニ於キマシテハ右ノ次第デゴザイマシテ、是ハ大正七年度ヨリ大正十四年度ニ至リマスル八箇年ノ繼續事業トシテ要求サレマシタノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ審議ノ末、是ハ最モ必要ナル事業ト認メマシテ、全會一致ヲ以テ可決イタシタ次第デアリマス、ソレカラ其次ハ樺太事業公債法ニ付テ申上ゲマス、是ハ五百五十萬圓ノ公債ヲ募集イタシマシテ、同島ニ於ケル是モ鐵道ヲ建設イタシタイト云フ案デゴザイマス、御承知ノ如ク樺太ハ現在ノ所デハ大泊ト申ス所ヨリ豊原ヲ經マシテ榮濱ト云フ所ニ達スル五十七哩餘ノ鐵道ガ一本アルキリデアリマス、然ルニ段々同島モ發展シテ參リマスト、尙ホ將來ノ發展ヲ

促進イタシマス爲ニハ、是非此鐵道ノ建設ガ必要ニ迫ッテ參ッタノデゴザイマス、ソコデ此度ノ建設ハ既設ノ大泊カラ豊原間ニ貝塚ト云フ所ガアリマス、其所カラ分岐イタシマシテ、ズット西ノ方ニ行キマシテ、多蘭内ト云フ所ヲ經テ、西海岸ノ本斗ト云フ所ヘ達シマス橫斷線デアリマス、是ガ約五十四哩ホドゴザイマス、ソレカラ本斗ト申ス所カラ更ニ西海岸ヲ經マシテ、眞岡ト申ス所ニ達シマス、是ハ二十八哩七分バカリデゴザイマス、ソレカラ眞岡ト云フ所カラ尙ホ北方ヘ進ミマシテ野田塞ト云フ所ニ參リマス、是モ矢張り二十八哩七分デアリマス、合計百一十一哩四分ト云フ線路ガ新設ニナルノデアリマス、是ハ此要求ノ目的デゴザイマスルガ、併ナガラ同島ニ於キマシテハ是ダケヲ以テ決シテ満足スル譯ニハ行カナイ、尙ホ將來發展ノ程度ニ於キマシテハ東海岸、並ニ西海岸ニ於キマシテモ尙ホ是ヨリ北方ヘ今少シク延長スル必要ガアリマスニ付テ、是ハ遠クナク、近キ將來ニ於テ更ニ又要求スルデアラウ、斯ウ申スコトデアリマス、是モ委員ニ於キマシテハ目下ノ所最モ必要ナコトト考ヘマシテ、是亦全會一致ヲ以テ可決イタシマシタ、大略右ノ次第デゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ガナケレバ、唯今特別委員長ノ報告セラレマシタ兩案、東ネテ問題ニ供シマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 兩案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○伯爵正親町實正君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○男爵高木兼寛君 贊成

「其他」贊成」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開クト云フ說ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會ヲ開キマス、兩案ノ全部ヲ問題ニ供シマ

ス……委員長ノ報告通りデ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○伯爵正親町實正君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○男爵高木兼寛君 賛成

○男爵中川興長君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第三讀會ヲ開キマス……第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔「男爵高木兼寛君發言ノ許可ヲ求ム」〕

○議長(公爵徳川家達君) 高木男爵ハ何デスカ

○男爵高木兼寛君 是ヨリ豫算第三分科會ヲ開キタウゴザイマスカラ、同分科會委員ノ退席ヲ願ヒタウゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 分科會ヘノ退席ハ許可ヲ致シテ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○伯爵松平賴壽君 私モ臨時國庫證券、外大正五年法律第四號中改正法律案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 松平伯爵ノ特別委員會ヘノ退席ハ許可ヲ致シテ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第九、東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府

支出金繰入ニ關スル法律案、第十、帝國大學特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入ニ關スル法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正七年二月二十三日

右特別委員長

侯爵徳川 圀順

貴族院議長公爵徳川家達殿

帝國大學特別會計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正七年二月二十三日

右特別委員長

侯爵徳川 圀順

貴族院議長公爵徳川家達殿

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ガナケレバ此兩案ノ報告ヲ束ネテ委員長ニ願ハウト存ジマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔「侯爵徳川圀順君演壇ニ登ル」〕

○侯爵徳川圀順君 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入ニ關スル法律案、及帝國大學特別會計法中改正法律案ノ二案ニ對スル委員會ノ經過竝ニ結果ヲ簡單ニ御報告イタシマス、委員會ハ二案ヲ一括シテ、去月二十一日及二十三日ニ開キマシタ、先ヅ正副委員長ノ互選ヲ終リ、會議ヲ開キマシタ、政府委員ノ詳細ナル説明ガアリマシテ、此兩案提出ノ理由、第一案ニ於キマシテハ物價騰貴ノ爲ニ兩帝國大學ノ判任官其他ニ臨時手當ヲ支給スルトデアリマス、第二案ハ北海道帝國大學ヲ新設シ、東京帝國大學ニ於テ航空ニ關スル研究ヲ開始イタシテ、東京京都兩帝國大學ニ對スル支出金ヲ増加スル爲ニ、帝國大學特別會計法ノ改正ヲ要スル案デアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ質問應答モゴザイマシタケレドモ、茲ニ別ニ特報スベキコトモゴザイマセヌ、結局全會一致ヲ以テ、兩案トモ之ヲ可決イタシマシタ次第デゴザイマス、此段御報告イタシマス、尙ホ此兩案ハ唯今申上ゲマシタ通りニ簡單

デゴザイマスカラ、何卒讀會省略ヲ以チマシテ可決アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ガナケレバ兩案共束ネテ問題ニ供シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○子爵豐岡圭資君 讀會省略賛成

○子爵本多忠鋒君 賛成

○山脇玄君 賛成

○子爵八條隆正君 賛成

○男爵内田正敏君 賛成

○室田義文君 賛成

○小野田元熙君 賛成

○子爵秋月種英君 賛成

○田島竹之助君 賛成

○男爵武井守正君 賛成

○男爵阪井重季君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 德川侯爵ノ兩案ノ讀會ノ順序ヲ省略スルト云フ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス……原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第十一、醫師法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

醫師法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年二月二十三日

貴族院議長公爵德川家達殿

醫師法中改正法律案

衆議院議長大岡育造

醫師法中左ノ通改正ス

第二條第一號ヲ左ノ如ク改メ第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

一 六年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者

第三條及第十條中「禁錮」ヲ「六年未満ノ懲役若ハ禁錮」ニ改ム

第八條 醫師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師會ヲ設立スヘシ

醫師會ハ法人トシ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

醫師會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條第一項中「第一號又ハ第三號」ヲ削ル

同條第三項中「第二條第三號」ヲ「第二條第二號」ニ改ム

第十一條ノ二 醫師會ハ本法ニ基ク命令ニ依ル處分ニ對シ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

○議長(公爵德川家達君) 別ニ御質問モナイト認メマスカラ、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔岡書記官朗讀〕

醫師法中改正法律案特別委員

子爵堀河 護麿君 男爵高木 兼寛君 北里 柴三郎君

福原 謙二郎君 男爵清水 資治君 男爵安藤 直雄君

三宅 秀君 安樂 兼道君 木本 源吉君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十二、私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年二月二十六日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案

第一條 左ニ掲クルモノノ用ニ供スル土地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ因リ其ノ地租ヲ免除ス但シ有料借地ハ此ノ限ニ在ラス

一 私立ノ幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校及專門學校

二 前號以外ノ私立學校ニシテ大藏大臣ニ於テ指定シタルモノ

三 日本赤十字社、恩賜財團濟生會其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公益法人

第二條 前條ニ依リ地租ヲ免除スヘキ土地ハ幼稚園及學校ニ在リテハ校舍、寄宿舎、圖書館其ノ他必要ナル附屬建物ノ敷地、運動場、實習用地及保育又ハ教授上直接ノ用途ニ供スルモノニ限リ公益法人ニ在リテハ事務所ノ敷地其ノ他事業ノ執行上直接ノ用途ニ供スルモノニ限ル
第三條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ免租セラレタル土地ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附則

本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
地租條例第十五條第一項及第二項ノ規定ハ之ヲ本法ニ準用ス

○山脇玄君 此案ニ對スル政府ノ御見込ヲ伺ヒタイノデアリマス

○議長(公爵德川家達君) 唯今政府委員ヲ呼ビニ遣ハシマシタカラ、暫ク御待チヲ願ヒマス……諸君ニ御諮リヲ致シマスガ、政府委員ハ唯今見エラレマセスカラ、日程第十二ノ第一讀會ハ暫時延バシマシテ、日程第十三ニ移リマス、如何デアリマスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第十三、鳥取縣東伯郡市勢村金市ニ登記所設置ノ請願、會議

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

意見書案

鳥取縣東伯郡市勢村金市ニ登記所設置ノ件

鳥取縣東伯郡逢東村市勢村伊勢崎村組合長太田力藏外二十二名呈出
右ノ請願ハ鳥取縣東伯郡伊勢崎村ハ倉吉區裁判所由良出張所ノ管轄ニ逢東、市勢、下郷、上郷、古布庄ノ諸村ハ赤碕出張所ノ管轄ニ屬ス然ルニ孰レモ距離遠ク不便不利甚シキヲ以テ敷地並建物ハ逢東村市勢村伊勢崎村組合ニ於テ寄附スヘキニ依リ交通通信ノ便備ハリ産業ノ盛ナル市勢村金市ニ是等ノ諸村ヲ管轄スル登記所ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願

意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正七年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○議長(公爵德川家達君) 此請願ハ請願委員長ノ報告通リテ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス、御異議ガナケレバ、第十四、第十五ヲ問題ニ供シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 日程第十四、北海道中川郡豐頃村ニ登記所設置ノ請願、會議、第十五、脇町區裁判所半田出張所設置ノ請願、會議

意見書案

北海道中川郡豐頃村ニ登記所設置ノ件

北海道中川郡豐頃村平民運送業岸田貞治郎外十二名呈出

右ノ請願ハ北海道中川郡豐頃村ハ區域廣濶ニシテ農耕ニ適シ戸口繁殖シ産業ノ發達著シクシテ登記事件激增スルニ拘ラス其ノ事務ハ遠隔ナル帶廣區裁判所大津出張所ノ管轄ニ屬シ不便不利尠カラサルヲ以テ同村字茂岩ニ登記所ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正七年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

脇町區裁判所半田出張所設置ノ件

德島縣美馬郡半田町長逢坂米三郎呈出
右ノ請願ハ德島縣美馬郡半田町ハ戸口多ク登記事務頻繁ナルニ拘ラス該事務ハ遠隔ナル脇町區裁判所貞光出張所ノ管轄ニ屬シ不便不利甚シキヲ以テ

速ニ半田町ニ登記所ヲ設置シ同町及八千代村ヲ其ノ管轄區域トセラレタシ
トノ趣旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院
法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正七年 月 日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

○議長(公爵徳川家達君) 是等ノ請願モ請願委員長ノ報告通リデ御異存ゴザ
イマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 政府委員ガ出席セラレマシタカラ、日程第十二ニ
戻リマス、山脇君、モウ一應御述ベニナッタラ如何デアリマスカ

○山脇玄君 此日程第十二ニ出テ居リマス案ハ數回衆議院カラ本院ニ回ッ
タ案デアリマスガ、之ニ對スル政府ノ御見込ハ如何デアリマスルカ、參考ノ爲
ニ御伺ヒ致シマス

〔政府委員松本重威君演壇ニ登ル〕

○政府委員(松本重威君) 今回衆議院ヨリ提出ニナリマシタ私立學校及公益
法人ノ用地免租ニ關スル法律案ニ對シマシテハ、政府モ其案ノ趣意ヲ適當ト
認メマシタニ依ッテ、政府ニ於キマシテハ同意ノ意ヲ表シテ居リマス

○山脇玄君 チョット序ニ、此免租ニナリマスルト云フト、減額ハドノ位ニナ
リマスカ

○政府委員(松本重威君) 唯今御質問ノ免租額ニ關シマシテハ最近ニ於テ調
査シタ數字ハゴザイマセヌガ、嘗テ調査イタシマシタ所ノ數字デ大シタ違ヒ
ハナカラウト思ヒマス、ソレニ依リマススト云フト、約三萬五六千圓位ノ見込
デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 他ニ御質問モナイト認メマスカラ、特別委員ノ氏
名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔岡書記官朗讀〕

私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案特別委員

公爵近衛 文麿君 服部 一三君 子爵板本 武憲君

子爵吉田 清風君 小野田 元熙君 折田 彦市君
高田 早苗君 木場 貞長君 鎌田 榮吉君
○議長(公爵徳川家達君) 次ノ日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、今日ハ是
デ散會イタシマス

午後一時五十六分散會

